

第四十三回国会 衆議院 商工委員会議録 第二十七号

（四三一）

昭和三十一年五月二十一日（火曜日）

午前十一時三分開議

出席委員

委員長

理事小川

理事白濱

理事南

理事田中

宇野

大高

神田

小平

始岡

田中

村上

北山

久保田

中村

田中幾三郎君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席府委員

内閣法制局参事

官（第三部長）

總理府總務長官

公正取引委員長

委員

通商産業事務官

（大臣官房長）

通商産業事務官

（企業局長）

中小企業庁長官

通商産業事務官

（中小企業庁振興部長）

自治事務官

（財政局長）

委員長 逢澤 寛君

理事小川 平二君 理事岡本 茂君

理事白濱 仁吉君 理事中村 幸八君

理事南 好雄君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

宇野 宗佑君 浦野 幸男君

大高 康君 海部 俊樹君

神田 博君 藏内 修治君

小平 久雄君 笹本 一雄君

始岡 伊平君 田中 榮一君

田中 龍夫君 藤井 勝志君

村上 勇君 山手 満男君

北山 愛郎君 岡田 利春君

久保田 豊君 久保山鶴松君

中村 重光君 多賀谷眞徳君

田中幾三郎君 西村 力弥君

出席國務大臣 福田 一君

出席府委員 吉國 一郎君

内閣法制局参事 德安 實藏君

官（第三部長） 渡邊喜久造君

總理府總務長官 渡邊彌策司君

公正取引委員長 佐橋 滋君

委員 樋詰 誠明君

通商産業事務官 加藤 梯次君

（大臣官房長） 奥野 誠亮君

通商産業事務官 誠亮君

（企業局長）

中小企業庁長官

通商産業事務官

（中小企業庁振興部長）

自治事務官

（財政局長）

委員外の出席者

議員 田中 武夫君

専門員 渡辺 一俊君

五月二十一日

委員小沢辰男君、岡崎英城君、菅野

和太郎君、小平久雄君、齋藤三三君、

首藤新八君、林博君及び伊藤卯四郎

君辞任につき、その補欠として飯谷

忠男君、宇野宗佑君、正示啓次郎君、

藤井勝志君、大高康君、久保山藤

君、佐々木義武君及び田中幾三郎君

が議長の名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その

補欠として伊藤卯四郎君が議長の指

名で委員に選任された。

五月十七日

市場支配的事業者の経済力濫用の防

止に関する法律案（田中武夫君外十

名提出、衆法第三十七号）

特定産業振興臨時措置法案（内閣提

出第一五一号）

探石法の一部を改正する法律案（内

閣提出第一五二号）（参議院送付）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

特定産業振興臨時措置法案（内閣提

出第一五一号）

市場支配的事業者の経済力濫用の防

止に関する法律案（田中武夫君外十

名提出、衆法第三十七号）

探石法の一部を改正する法律案（内

閣提出第一五二号）

閣提出第一五二号（参議院送付）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

特定産業振興臨時措置法案（内閣提

出第一五一号）

市場支配的事業者の経済力濫用の防

止に関する法律案（田中武夫君外十

閣提出第一五二号（参議院送付）

下請代金支払遅延等防止法の一部を

改正する法律案（内閣提出第一六七

号）

中小企業投資育成株式会社法案（内

閣提出第一一六号）

派遣委員からの報告聴取

○逢澤委員長 これより会議を開き

ます。

去る五月七日より五日間にわたっ

て、東北地方の金属鉱山等を实地に調

査してこられました派遣委員より、報

告を聴取することにいたします。派遣

委員白濱仁吉君。

○白濱委員 それでは、東北地区金属

鉱山の事情等に関する現地調査の結果

を簡単に御報告申し上げます。

去る五月七日、議長の承認を受け、

東北地区の金属鉱山の実態を把握し、

今後の金属鉱山問題の審議に参考とす

るため、蔵内、松平、伊藤、三委員と

私の四名が、五月七日より十一日に至

る五日間の日程をもって、宮城、岩手、

秋田の三県に行つてまいりました。

視察してまいりました箇所は、細倉

鉱業所、大土森鉱山、花輪鉱山、十和

田鉛山鉱業所、小坂鉱業所等でありま

して、小坂鉱山においては、坑内に入

り、作業の実態をつぶさに視察してま

いりました。帰途、帝國石油株式会社

八橋油田、石油資源開発株式会社白竜

号における海洋掘さく状況を視察し、

その間、各鉱業所等において、関係各

位より説明を聴取するとともに、陳情

等を承つてまいりました。

今回、私も現地に出席しまして

痛感いたしましたことの第一は、金属

鉱産物の貿易自由化に對処し、金属鉱

業に携わる方々、経営者と労働者を間

わす、一体となつてこの危機を突破せ

位より説明を聴取するとともに、陳情

等を承つてまいりました。

今回、私も現地に出席しまして

痛感いたしましたことの第一は、金属

鉱産物の貿易自由化に對処し、金属鉱

業に携わる方々、経営者と労働者を間

わす、一体となつてこの危機を突破せ

んと日夜努力を続けられていることで

ありまして、この御努力に對して衷心

より敬意を表するとともに、今後なお

一そうの御努力をお願いしてまいりま

した。

第二は、地元においては根本的な金

属鉱業政策の樹立を熱望していること

であります。さきに制定を見ました金

属鉱物探鉱融資事業団法につきまして

も、金属鉱業政策の一環として一歩前

進したもので、まことに喜ばしいが、さ

らに今後は事業団の業務範囲を拡大し、

自主探鉱等が行ない得るよう措置す

べきであるという声が強く、さらに近

く審議される予定の金属鉱業等安定臨

時措置法案に對しては、多大の期待を

寄せて注目していることでもあります。

第三は、探鉱の重要性についてであ

ります。今回視察してまいりました花

輪鉱山、小坂鉱山等においては、長年

の探鉱が実を結び、新鉱床を発見し、

鉱山自身が若返り、きびしい現実のも

とにあつても、活気に満ちていること

が感ぜられたことでもあります。新鉱床

の発見は、ひとり鉱量の増加にとどま

らず、従来の低品位で古い鉱床を延命

させるといふ好結果をもたらすもので

あり、探鉱の必要性を痛感いたしました次

第であります。

次に、現地における陳情のおもなる

ものを申し上げます。

一、金属鉱業政策の早期確立。

二、金属鉱物探鉱融資

第であります。

次に、現地における陳情のおもなる

ものを申し上げます。

一、金属鉱業政策の早期確立。

二、金属鉱物探鉱融資

事業団の業務の拡大。

三、国における探鉱事業の推進、特

に地質調査所を活用し、金属鉱

床密集地域の試掘を早急に実施

すること。

四、鉛、亜鉛の自由化については、

国内体制を整備されるまで延期

すること。

五、流通機構の整備、特に鉱産物に

かかる国鉄運賃の引下げ、並び

に鉱山物の結線する花輪線の輸

送力を強化すること。

六、金属鉱業の近代化に必要な資金

を確保するとともに、経費の節

約をはかるため、特に火災の使

用についてはアン・ホーの採用

を許可されたい。

七、硫化鉱の増産が激増している現

状であるので、これが対策を早

急に講ぜられたい。

八、中小鉱山に對する育成保護、補

助金等の増額。

九、離職者については、石炭鉱業離

職者に準ずる取り扱いをするよ

う具体的な措置を講ずること。

等々であります。

なお、大土森鉱山につきましては、昨

年六月、資金難等の原因により廃山し

ているが、現在十五名で坑内維持等を

行なっており、鉱区が細倉鉱山と隣接

一

第一類第九号 商工委員會議録第二十七号 昭和三十一年五月二十一日

している関係上、細倉鉱山に買収されることを希望し、そのあつせん方を要請しております。

当委員会におかれましては、今後の審議に際し、以上の陳情の趣旨を十分検討され、金属鉱業が第二の石炭産業とならざるよう、特段の措置を講ずべきであると存する次第であります。

以上で御報告を終わります。

なお、詳細は、別途報告書を委員長のもとに提出いたしますから、御了承をお願いいたします。

○達澤委員長 以上で派遣委員の報告は終わりました。

○達澤委員長 ただいまの報告に関連して発言を求められておりますので、これを許可いたします。松平忠久君。

○松平委員 ただいまの報告に関連して、大臣に一言申し上げたいと思ひます。

第一点は、ただいま報告にありました通りに、失業の、いわゆる離職者の対策でありますけれども、昨年、石炭産業に関連して、大臣が閣議において、非鉄金属鉱山の離職者についても炭鉱離職者に準ずる措置をとる、こういうことで閣議決定を見ておるわけでありまして、ところが、今日労働省におきましては、その手続その他について何らの具体的な取り運びをしておらないという現状のようでございます。したがって、いま報告にありました大土森にいたしましたも、非常に悲惨な状態になっておりますので、一休これはどういふふうになっているのか。閣議で決定はしたけれども、事務手続というものが非鉄金属については行なわれ

ておらぬので、実際にはその閣議決定が動いておらないというふうに見えるわけでありまして、したがって、早急にこの問題の解決をひとつはかっていただきたいと思うが、大臣の決意をこの際お聞かせ願ひたいと思ひます。

○福田国務大臣 お話のとおり、非鉄金属の問題については、石炭に準じて扱うということにいたしておりますので、石炭と同様にはなかなかいかにぬ面もございまして、労働省関係の雇用促進事業団法の一部改正を行ないまして、これはもうすでに法案が通過しておりますが、これによって、住宅問題あるいは雇用促進の手当てというような点については、石炭と同じような措置がとれるように処理をいたしたわけでありまして、しかし、これだけでわれわれは十分だとは考えておりませんので、今後とも実情に応じて労働省ともよく連絡をとるよう努力いたしたい、かように考えておる次第でございます。

○松平委員 この問題については、事務的に通産省と労働省との間にもう少し具体的な話し合いを進めていただきたいと思ふ。したがって、その話し合いの進んだ過程において、私は事務当局に対して質問をしたいと思ひます。もう一点は、きわめて重大な問題だろと思うのですが、いまの報告の中にあるように、日本、銅、鉛、亜鉛、または単独にやっておる硫化鉱の問題などは、ほとんど山もとに硫化鉱が滞貨してしまつて、硫化鉱のために銅、鉛、亜鉛というものがとまつておるといふ状態でありまして、この硫化鉱の問題は、肥料の問題ときわめて密接

な関係があるので、肥料政策とともに解決をしていかなくちゃならぬ問題であらうと思ひますが、この硫化鉱の滞貨に対して、一体当面どういふ措置をおとりにならうとおるのか。滞貨を金融というふうなことも、山もとから要望している。でありますけれども、これだけではとても解決できる問題じゃございません。したがって、これは肥料の合理的な、もっと大きな立場に立つた肥料政策というものと関連して、硫化鉱の問題を解決しなくちゃならぬと思うが、これに対する大臣の考え方をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○福田国務大臣 お話のとおり、硫化鉱が相当滞貨しておるのでございまして、その事情は、御承知のごとく、硫酸に対する需要がそれほど伸びておらないので、一つは、硫化鉱を出たところですが、肥料にするようなくふうができません。一番いいわけでありまして、その場合には、たとえば地熱とか天然ガスを利用して硫化鉱に結びつけて企業化してはどうかという問題も研究したことはあるものであります。なかなかこれも、今日のように硫酸自体があまり需要が伸びない段階においては、工業化してみても、せいぜい四十ドル前後くらいにしかいまいとこ

ろ見込めない。もちろん四十ドルということは、非常に安いことになるのであります。それがからといって、それで長くやってみてはたしてプラスになるかどうか、また、業界その他に過剰肥料を出すことによつて影響をどのように与えていくかという点の問題もございまして、こういう点は、いまいろいろ研究している段階であります。したがって、硫化鉱の滞貨の問題

については、確かにわれわれとして今後対策を考えなければならぬのであります。植段の問題よりは、需要がそれだけついていかないという実情もございまして、これらの点をよくよくらみ合せて上で対策を立てていくという点に方法がないのではないかと、こゝういふことになっておるわけでありまして、お説のとおり、しかし、これを等閑視するわけにはいきませんので、今後とも十分研究をさせていただきますと考へております。

○松平委員 日本、いま申しましたような非鉄金属の鉱山問題の解決をはかるためには、どうしても硫化鉱の問題の解決をはかっていかねければだめだと思ふ。硫化鉱の問題の解決をはかるには、肥料工業の再検討をいままに加えておつただけけれども、なまはなかでありまして、これに再検討を加えなければならぬということ、日本の貿易政策を考えなければならぬと思ひます。水溶性の肥料としては硫酸がいいことは一致しているところであるが、要するに、水溶性の肥料を使うような地点に硫酸を向けていくよりほかに方法はないと思ふ。したがって、南方の水田とか中共の水田、實際をいいますと、こういうものに向けていくように考へていくよりほかに方法がない。もう一つは、固形硫酸でもつくつていく、いまの研究をもう少し進めていくという以外にはないと思ふが、われわれがいろいろ現場で聞いてみると、三十ドルくらいで硫酸ができるのではな

いか、専門家の意見としてどこまでそれはほんとうかわかりませんけれども、そういう意見も聞いたことがござい

したがって、この問題は、肥料の法案も出ておるようでありまして、その際にもう少し質問をして、政府の総合的な対策を樹立するような方向に議論を進めてまいりたいと思ひますので、この問題については、大臣に今後の総合的な対策の樹立にひとつ熱意を傾けていただきたいことを申し上げて、私の質問を終わります。

○達澤委員長 次に、去る十七日に付託になりました内閣提出の特定産業振興臨時措置法案、及び田中武夫君外十名提出の市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

特定産業振興臨時措置法案 特定産業振興臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、貿易の自由化等により経済事情が変動しつつある事態にかんがみ、産業構造の高度化を促進するため、その国際競争力を培養する必要がある産業について、生産又は経営の規模の適正化を通じ産業活動を効率化するための措置を講ずることにより、その振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(特定産業)

第二条 この法律で「特定産業」とは、次に掲げる業種に属する製造業であつて、政令で指定するものをいう。

一 合金鉄製造業又は合金鋼若し

くは高炭素鋼の製鋼若しくは正延業

二 四輪自動車又は自動車用のタイヤ若しくはチューブの製造業

三 有機化学工業製品（石油化学工業製品及びこれと同種の製品であつて石油化学工業において用いられる生産方式以外の生産方式によつて生産されるものに限る。）の製造業（飲食品製造業、医薬製造業、医薬品製造業、石油精製業及び化学肥料製造業であるものを除く。）

四 前各号に掲げる業種のほか、産業構造の高度化を促進するためその発達を図ること及びその国際競争力を増進するため生産又は経営の規模の適正化を通じ産業活動を効率化することが必要であり、かつ、その必要性が前各号に掲げるものに準ずると認められる業種であつて政令で定めるもの

2 主務大臣は、前項第四号の政令の制定又は改廃の立案をするには、産業合理化審議会の意見をきかなければならない。

3 第一項各号に掲げる業種に属する製造業に係る事業者団体であつて、その加入者に当該製造業を営む者の大部分を含み、かつ、その加入者が当該製造業の事業活動の大部分を行なっているものは、主務大臣に対し、当該製造業を特定産業に指定し、又はその指定を解除すべき旨の申出をすることができ

4 主務大臣は、第一項各号列記以外の部分の政令の制定又は改廃の

立案をするには、前項の申出に基づき、かつ、産業合理化審議会の意見をきかなければならない。

（振興基準）

第三条 一の製造業が特定産業となつたときは、特定産業ごとに、次の各号に掲げる者は、政令で定めるところにより、学識のある者又は関係事業者その他の利害関係者の意見をきいて、当該特定産業の振興を図るための基準（以下「振興基準」という。）について討議するものとする。

一 主務大臣

二 事業者団体であつて、その加入者に当該特定産業を営む者の大部分を含み、かつ、その加入者が当該特定産業の事業活動の大部分を行なっているものの指名を受けた者

2 事業者団体であつて、その直接又は間接の加入者に当該特定産業に資金を供給している銀行（銀行法（昭和二年法律第二十一号）第二条の規定による免許を受けた銀行及び長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）の大部分を含むものの指名を受けた者及び政令で定める政府関係金融機関の指名を受けた者は、前項の討議に参加するものとする。

3 大蔵大臣は、税制、金融その他の所掌事務に関し、第一項の討議に参加するものとする。

4 振興基準には、次に掲げる事項の一又は二以上に關する一般的な方針が定められていなければならない

ない。この場合において、第五号又は第六号に掲げる事項に係る方針は、適正な生産の規模又は方式その他の目標を明らかにして定められていなければならない。

一 規格の整備に關する事項

二 生産の専門化に關する事項

三 設備投資の適正化に關する事項

四 設備の効率化に關する事項

五 事業の共同化に關する事項

六 合併に關する事項

七 事業の振換に關する事項

八 前各号に掲げるもののほか、生産又は経営の規模の適正化を通じ産業活動を効率化するため必要な事項

5 主務大臣は、第一項の規定による討議を経て同項第二号に掲げる者との間に振興基準についての合意が成立したときは、あらかじめ大蔵大臣に協議し、これを官報で公示しなければならない。

6 第一項から前項までの規定は、振興基準を変更する場合に準用する。

（振興基準の変更に関する請求）

第四条 前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者又は同条第二項若しくは第三項に規定する者は、振興基準が特定産業を営む者若しくは特定産業に資金を供給している銀行の利益を不当に害することとなると認められるとき、又は経済事情の著しい変動その他の理由により特に必要があると認められるときは、同条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対し、振興基準の変更についての討議を開始す

べきことを求めることができる。

（特定産業を営む者の努力等）

第五条 特定産業を営む者は、当該特定産業に係る振興基準で定められた方針に従つて生産又は経営の規模の適正化を通じ産業活動を効率化するように努めなければならない。

第六条 銀行は、特定産業を営む者に対する資金の供給については、その判断に当たり、この法律の趣旨にそつて留意するものとする。

2 政府関係金融機関は、特定産業に係る振興基準で定められた方針に従つて生産又は経営の規模の適正化を通じ産業活動を効率化することに寄与すると認められるときは、特定産業を営む者に対する資金の供給に努めなければならない。

（資金の確保）

第七条 政府は、特定産業を営む者に対し、当該特定産業に係る振興基準で定められた方針に従つて生産又は経営の規模の適正化を通じ産業活動を効率化するため必要な資金について、その確保に努めるものとする。

（合併等の場合の課税の特例）

第八条 主務大臣は、政令で定めるところにより、特定産業を営む者に対し、その者が同一の業種の特定産業を営む他の法人と合併し、又は同一の業種の特定産業を営む他の法人に対して出資し、若しくは同一の業種の特定産業を営む他の者とともに出資して特定産業を営む法人を設立することにより、

当該特定産業を営む者の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該特定産業を営む者が当該特定産業に係る振興基準で定める適正な生産の規模又は方式その他の目標に達することとなると認められる旨の承認をすることができ

2 主務大臣は、前項に規定する出資をする特定産業を営む法人に対して同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該法人に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む特定産業の用に供するため必要なものである旨の承認をあわせてすることができ

3 第一項若しくは前項の承認を受けた者、第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税又は登録税を軽減する。

（共同行為）

第九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）以下「私的独占禁止法」という。）の規定は、特定産業に係る振興基準で定められた方針に従つて生産又は経営の規模の適正化を通じ産業活動を効率化するため特に必要がある場合において、当該特定産業を営む者が公正取引委員会の認可を受けて実施する次に掲げる事項に係る共

同行為については、適用しない。
ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

一 品種又は生産方式の制限

二 品種別又は生産方式別の生産数量の制限(前号に掲げる事項に係る共同行為を実施することが著しく困難である場合においてするものに限る。)

三 生産の設備の制限又は処理(設備の更新又は改良を妨げるものを除く。)

四 部品の購入方法

五 生産、保管又は運送の施設の利用

六 事業の廃止に伴う調整金の授受

2 私的独占禁止法の規定は、前項

第一号に掲げる事項に係る共同行為のみをもつてしては特定産業に係る振興基準で定められた方針に従つて当該特定産業の製品の規格を整備することが困難である場合であつて、その規格を整備するため特に必要がある場合において、当該特定産業の製品を使用する産業(製造業又は電気供給業に限る。)を営む者が公正取引委員会の認可を受けて実施するその使用する当該特定産業の製品の規格の制限に係る共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

3 公正取引委員会は、前二項の認可の申請に係る共同行為が次の各号に適合すると認めるときは、その申請を認可しなければならない。

一 第一項の認可の申請に係る共同行為にあつては、同項に規定する要件に適合し、前項の認可の申請に係る共同行為にあつては、同項に規定する要件に適合するものであること。
二 一般消費者及び関係中小企業者、関係農林漁業者その他の関係事業者の利益並びに当該特定産業を営む者の従業員の地位を不当に害するおそれがないこと。
三 不当に差別的でないこと。
四 その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退すること、を不当に制限しないこと。
五 第一項又は第二項の認可の申請は、主務大臣を経由しなければならない。
六 主務大臣は、前項に規定する申請に関する書類を受理したときは、遅滞なく、これを公正取引委員会に送付しなければならない。
七 主務大臣は、第四項に規定する申請に関し、公正取引委員会に対して必要な意見を述べることができ、
八 公正取引委員会と主務大臣との関係
第九項 公正取引委員会は、前条第一項若しくは第二項の認可をし、若しくはその申請を却下しようとするとき、又は次条において準用する私的独占禁止法第六十六条第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ主務大臣に協議しなければならない。
第十一条 私的独占禁止法第二十四

条の第三項から第七項まで(処分の公表等)、第六十五条(認可申請の却下)、第六十六条第一項(認可の取消等)、第六十七条第二項及び第三項、第六十八条(停止命令等)、第七十条の二(不服申立ての制限)、第八十六条(専属管轄並びに第八十八条(異議申立てと訴訟との関係)の規定は、第九條第一項及び第二項の認可に準用する。(合併に関する判断の基準の公表等)

第十二条 主務大臣は、特定産業に係る振興基準であつて合併に関する方針が定められていたものを第三項第五項の規定により公示した場合に、公正取引委員会に対し、当該特定産業を営む法人が他の法人とする合併が一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなるかどうかについての判断の基準となるべき事項を定め公表すべきことを求めることができる。

第十三条 主務大臣は、前項の規定により判断の基準となるべき事項を定め公表すべきことを求める場合に、当該特定産業の製品と同種の製品その他用途が直接競合する製品の輸入の制限の廃止その他これに準ずる措置に関する事項及びその措置が当該特定産業の製品に係る競争に及ぼす影響に関する事項について意見を述べることができる。

第十四条 前二項の規定は、第三項第六項において準用する同条第五項の規定による公示があつた場合及び前項に規定する事項に著しい変更があつた場合に準用する。

第十五条 前二項の規定は、営業の全部又は重要部分の譲受その他合併に準ずる行為に準用する。

第十六条 第十一條において私的独占禁止法第六十七条第二項の規定を準用する場合の違反については、同法第九十八条の規定を準用する。

第十七条 附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。
三 租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第六十六条の二第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。
一 特定産業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第 号)第二條第一項に規定する特定産業を営む法人で同法第八條第一項の規定による承認を受けたもの
第六十六條の三第一項中「第一号、第三号、第五号又は第六号」を「第二号、第四号、第六号又は第七号」に改める。
第六十六條の五中「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。
第六十六條の六第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次のように加える。
一 特定産業振興臨時措置法第二條第一項に規定する特定産業を

営む法人で同法第八條第一項及び第二項の規定による承認を受けたもの 同項の規定による承認に係る固定資産
第六十六條の六第二項中(以下この条において「出資法人」という。)が「の下に」、特定産業振興臨時措置法第八條第二項を加える。
第八十一條中「又は」の下に「特定産業振興臨時措置法第八條第一項、」を加える。

貿易の自由化等により経済事情が変動しつつある事態にかんがみ、産業構造の高度化を促進するため、その国際競争力を増進する必要がある産業について、生産の専門化、事業の共同化、合併等による生産又は経営の規模の適正化を通じ産業活動を効率化してその振興を図るための基準を定め、その基準で定められた方針を円滑に実施するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案
市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律
(目的)
第一条 この法律は、市場支配的事業者が、その取引の相手方である事業者又は一般消費者に対して、自己の取引上の地位が優越していることを利用してする不当な対価による取引等の経済力濫用行為を防止することにより、その取引の相手方である事業者又は一般消費者

あつた場合に準用する。
前二項の規定は、営業の全部又は重要部分の譲受その他合併に準ずる行為に準用する。

第十三条 第十一條において私的独占禁止法第六十七条第二項の規定を準用する場合の違反については、同法第九十八条の規定を準用する。

第十四条 附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。
三 租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第六十六条の二第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。
一 特定産業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第 号)第二條第一項に規定する特定産業を営む法人で同法第八條第一項の規定による承認を受けたもの
第六十六條の三第一項中「第一号、第三号、第五号又は第六号」を「第二号、第四号、第六号又は第七号」に改める。
第六十六條の五中「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。
第六十六條の六第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次のように加える。
一 特定産業振興臨時措置法第二條第一項に規定する特定産業を

あつた場合に準用する。
前二項の規定は、営業の全部又は重要部分の譲受その他合併に準ずる行為に準用する。

第十三条 第十一條において私的独占禁止法第六十七条第二項の規定を準用する場合の違反については、同法第九十八条の規定を準用する。

第十四条 附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。
三 租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第六十六条の二第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。
一 特定産業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第 号)第二條第一項に規定する特定産業を営む法人で同法第八條第一項の規定による承認を受けたもの
第六十六條の三第一項中「第一号、第三号、第五号又は第六号」を「第二号、第四号、第六号又は第七号」に改める。
第六十六條の五中「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。
第六十六條の六第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次のように加える。
一 特定産業振興臨時措置法第二條第一項に規定する特定産業を

あつた場合に準用する。
前二項の規定は、営業の全部又は重要部分の譲受その他合併に準ずる行為に準用する。

第十三条 第十一條において私的独占禁止法第六十七条第二項の規定を準用する場合の違反については、同法第九十八条の規定を準用する。

あつた場合に準用する。
前二項の規定は、営業の全部又は重要部分の譲受その他合併に準ずる行為に準用する。

あつた場合に準用する。
前二項の規定は、営業の全部又は重要部分の譲受その他合併に準ずる行為に準用する。

者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「市場支配的事業者」とは、公正取引委員会が指定する商品又は役務を供給する事業者であつて、その商品又は役務の供給量、設備の規模、資本の額等がその取引分野における支配的事業能力を有するものとして公正取引委員会が指定する基準に該当するものをいう。

2 前項の公正取引委員会が指定する同種又は類似の商品又は役務を供給する二以上の事業者であつて、当該事業者間における株式の所有等の関係が公正取引委員会が指定する基準に該当するものは、同項の規定の適用については、これらを一の事業者とみなす。

3 公正取引委員会は、前二項の規定による指定をしようとするときは、市場支配基準審議会の意見をきかなければならない。

(不当な対価による取引等の規制)

第三条 市場支配的事業者は、前条第一項の公正取引委員会が指定する商品又は役務について、その取引の相手方である事業者又は一般消費者に対して、自己の取引上の地位が優越していることを利用して、次の各号に掲げる行為を行なつてはならない。

一 不当な対価をもつて取引すること。

二 取引の目的と関係のない商品又は役務の供給を受けることを条件として、取引すること。

三 正当な理由がないのに、特定の者と取引し、又は特定の者と取引しないことを条件として、取引すること。

四 正当な理由がないのに、相手方又は地域により差別的な条件で取引すること。

五 前各号に掲げるもののほか、公正取引委員会が指定する不当な行為。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第四条 前条の規定に違反する行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下「私的独占禁止法」というに規定する不正な取引方法とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定により私的独占禁止法第十九条の規定の適用がある場合において、当該違反行為についての審決においては、市場支配的事業者に対し、同法第二十条の規定による差止めのほか、必要な措置を命ずることができる。

(報告義務)

第五条 国内の会社(特別の法律により設立された会社を除く)であつてその総資産(最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう)が百億円をこえるもの又は外国会社であつて公正取引委員会が指定する基準に該当するものは、公正取引委員会規則で定めるところにより、毎事業年度の業務の状況その他必要な事項に関する報告書をその事業年度終了の日から二箇月以内に公正取引委員会に提出しな

ければならない。

2 第二条第三項の規定は、前項の規定による指定をしようとする場合に準用する。

(市場支配基準審議会)

第六条 公正取引委員会に、市場支配基準審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、公正取引委員会の諮問に応じ、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、この法律の施行に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、この法律の施行に関する重要事項について公正取引委員会に建議することができる。

4 審議会は、十五人以内の委員をもつて組織する。

5 委員は、経済に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 委員は、非常勤とする。

7 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(公表)

第七条 公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、市場支配的事業者の活動状況その他必要な事項を一般に公表することができる。

(国会への報告等)

第八条 公正取引委員会は、内閣総

理大臣を経由して、国会に対し、毎年、この法律の施行の状況を報告しなければならない。

2 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができる。

(告示)

第九条 第二条第一項及び第二項、第三条第五号並びに第五条第一項の規定による指定は、告示によつて行なうものとする。

(罰則)

第十条 第五条第一項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十五条の四に次の一号を加える。

七 市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律の施行に関すること(他の所掌に属するものを除く)。

理由

市場支配的事業者が、その取引の相手方である事業者又は一般消費者に対して、自己の取引上の地位が優越していることを利用してする不当な対価による取引等の経済力濫用行為を防止することにより、その取引の相手方である事業者又は一般消費者の利益を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○達澤委員長 まず、特定産業振興臨時措置法案について、通商産業大臣より趣旨の説明を聴取することにいたしました。福田通商産業大臣。

○福田通商産業大臣 ただいま上程されました特定産業振興臨時措置法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、わが国は、国際経済の一翼をになうものといつたしまして、貿易、為替の自由化を順調に推進し、さらに関税の一括引き下げの動きに対して、原則としてこれを受け入れていく方針を固めております。

このような国際経済環境の変化に対処しつつ、国民経済の健全な発展を確保していくためには、申すまでもなく、かかる情勢に迅速に適應し得るよう国内体制を十分整備しておくことが必要であります。ひるがえつてわが国産業の実情をながめますと、過少な規模の企業が多数乱立し、そのため規模の利益の追求が徹底せず、それとやらはらをなしてとかく過当競争の弊に陥

りやすいという事情があり、国内の産業体制は遺憾ながらいまだ十分整備されておらず、政府がたいのたゞりとして、自由化までに残された短い期間中に、時期を失しないよう、早急に企業の規模の適正化を通じ産業活動の効率化をはかっていくことが必要であると考へます。

わが国産業の包蔵するこのような欠陥を是正し、産業活動を効率化するための努力は、まず産業界において行なわれるべきことは当然であります。わが国産業の資金調達の方法を考へますと、その努力を果敢とあきらめず、金融界と密接な関係を持つ金融界からも協力を得る必要があり、さらに国民経済の健全な発展を確保し、国民の福祉の向上につとめるという見地から、政府も民間における努力を助長する必要があると考へられます。

そこで、政府といたしましては、企業の自主性をあくまでも尊重しつつ、企業規模の適正化を通じ産業活動を効率化するための助成を行なうことにより、特定産業の振興をはかることとし、その法的裏づけをいたしまして、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要点について、御説明申し上げます。

第一は、この法律の適用を受ける特定産業の選定に関するものであります。特定産業の指定は、あくまでも産業界の自主性を尊重して、その申し出を受け、審議会の意見を聞いて行なうこととしております。

第二は、政府、産業界及び金融界は、企業規模の適正化を通じ産業活動を効率化して特定産業の振興をはかるための基準について討議し、政府及び産業界の合意に基づいて基準を決定することとあります。

この振興基準では、規格の整備、生産の専門化、設備の適正化、事業の共同化、合併等に関する特定産業ごとの一般的な方針が定められ、企業が自己責任に基づいて行動するときの好ましい判断材料を提供しようとするものであります。

第三は、特定産業を営む者、政府関係金融機関及び銀行が産業活動を効率化するために努力しないし智恵すべきことを明らかにしていることとあります。

第四は、政府の助成に関するものであります。

振興基準は、政府も参加して作成されたものである以上、その円滑な実施をはかることは、国策にも適合することとあります。振興基準で定められた方針に従って産業活動を効率化するため必要と認められるときは、政府は、資金の確保につとめるとともに、法人税または登録税の軽減措置を講ずることといたしております。

第五は、合理化のための共同行為の特例に関するものであります。

合理化のために一定の共同行為が、あくまでも振興基準で定められた方針に従って産業活動の効率化のために行なわれる限り、これを許容してゆることが必要と考へられますので、公正取引委員会の認可を要件として、ここに独占禁止法との調整をはかることとした次第であります。

第六は、合併に関する判断の基準を公表することとあります。これは、企業が合併しようとするときに、独占禁止法に抵触するかどうかを自主的に判断することを可能ならしめることにより、企業の合併を円滑ならしめようとする趣旨に基づくものであります。

その他、振興基準の内容を常に公正かつ適切なものとするために、その作成にあたっては十分関係者の意見を聞くこととしたほか、政府、産業界及び金融界から振興基準を要するべきことを請求し得る規定を設けるなど、所要の規定を整備いたしております。

なお、本法案は五年間の限時法としております。これは、貿易の自由化等により経済事情が著しく変動しつつある期間について、産業活動の効率化を有効に促進するため、本法案に規定するような措置を講ずることが適当であるという趣旨によるものであります。

以上、本法案の趣旨の概略を御説明申し上げましたが、要は、自由化後のわが国経済の成長のにない手たるべき産業の確立発展をはかるため、競争力増強に向かつてみずから努力する産業界に対し、政府はもとより、金融界からもまた応分の協力を期待し、激動しつつある国際経済環境の中で日本経済の占めるべき名譽ある地歩をすみやかに築いてまいらうとするものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○達澤委員長 次に、市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案につきまして、提出者より趣旨の説明を聴取することにいたします。提出者 田中武夫君。

○田中(武)議員 日本社会党提出の市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案につきまして、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案につきまして、提案者を代表し、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、日本経済の最も特徴的な現象は、高度経済成長政策によって、産業構造の重化学工業化が進み、大資本を中心として、資本と生産の集中、系列化がきわめて強化されてきたこととあります。言葉をかえて申しますと、今日の日本経済は、すでに独占資本の支配する体制が確立されているということができるのであります。

もちろん、過小な規模の企業が多数乱立し、過当競争の弊害も一部に見られるところではありますが、これらの現象は、主として中小企業の側面についていえることであつて、資本面でも、生産面でも、独占的な大資本の成長は著しく、中小企業との格差をますます拡大しているのが、今日の偽りのない経済情勢であります。

しかしながら、このように独占資本が支配するわが国経済は、高度成長政策を破綻させてきたばかりでなく、物価問題、労働問題、中小企業問題、農業問題等々に多くの矛盾を現出しているものであります。その矛盾の根源が実に独占問題にあることは、いまさら申し上げるまでもないと思つております。

第二次大戦後、世界各国は、この独占の弊害を解決するために意を用い、その有効な方策として独占禁止法を制定してまいりました。そして、この独占禁止法の精神は、さらに強く現在の経済諸活動の上に反映されているのが、世界的趨勢であります。ところが、わが国におきましては、戦後の一連の経済民主化政策も、次々と剝奪され、独占禁止政策は一貫して大幅に緩和もしくは廃止されるという逆の努力が続けられていることは、きわめて遺憾であるといわざるを得ないのであります。

ただいま政府から提案されました特定産業振興臨時措置法案も、こうした逆コースに拍車をかけ、たぐみに独占法の骨抜きをはかつて、さらに、独占、寡占体制を確立し、独占資本の利益を一そう高めることをねらつたものであります。この法案は、政府と独占的大企業との結合を明文をもって宣言し、政府は税制、金融その他あらゆる面での援助を公約し、カルテルを認め、合併を奨励し、独占禁止法の適用を除外することとしており、この結果、中小企業には企業整理を、農民には高い農業資材を、一般消費者には物価値上げを、労働者には首切り合理化をもたらそうとしているのであります。

現在、従業員千人以上の大規模事業所は、事業所数で全製造業事業所数の〇・三割を占めているのにすぎないのに、収益では全体の三二・五割を占めているのであります。また、最大五社で市場の五〇〇〇以上を占めている産業は、バター、チーズ、ビール等の食品、ナイロン、テトロン、ビニロン等の合成繊維、硫酸、尿素等の肥料、鉄、銅、各種鉄鋼製品、アルミ、セメントをはじめ軽三輪、乗用車、トラック、造船、重電機等、わが国の主要産業のほとんどにわたつておるのであります。現行独占法のもとにおいてさえ、このように大資本を中心とした寡占体

制が確立され、中小企業者、農林漁業者、労働者、一般消費者に重大な影響を与えているのであり、特にこれら大資本の行動は、物価高騰の大きな要因となっているのであります。

今日、政治の立場にある者として、最も大切なことは、さらに独占、寡占体制を強めることに努力することではなくて、独占、寡占のもとたす弊害を除去することに意を注ぐべきであると思ふのであります。本法案を提出した理由も実はここにあるのであります。て、独占、寡占の弊害、危険に對して、公正取引委員会の機能を強化し、独占禁止法の運用を適正にすることを念頭としたものであります。

市場支配的事業者の経済力の乱用の防止に關しましては、すでにイギリス、西ドイツ、ノルウェー、オランダ、ベルギー等においても存在しているところであり、わが國の独占禁止法も、その一部については規制しておりますが、きわめて不十分でありますので、少なくともこの程度の規制は必要であるとして、独占禁止法を補完する意味で提案した次第であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、この法案では、公正取引委員会が商品または役務の供給量、設備の規模、資本の額等がその取引分野における支配的事業者を有する事業者を市場支配的事業者として指定し、これらの支配的事業者が、取引上優越した地位を不当に利用して行なう行為につきましては、現行独占禁止法の違反行為とみなして規制するほか、積極的に価格引き下げ等の措置をとらせるようにいたしました。

第二に、國內の会社であつて、その總資産が百億円をこえるもの、または、外國会社であつて、公正取引委員会が指定する基準に該當するものは、毎事業年度の業務の状況その他必要な事項に關する報告書を提出させ、公正取引委員会は、市場支配的大企業の活動状況を調査し、それを一般に公表することとした。市場支配的大企業が、その言うごとく公益に合致した活動をしていないならば、これは何ら拒否する理由はないと思ふのであります。

第三に、公正取引委員会に、市場支配的事業者を置き、この法律の施行に關する重要事項について調査審議し、公正取引委員会に建議することができるよういたしました。

最後に、公正取引委員会は、この法律の運用状況及びこの法律の目的達成上必要な意見を國会に報告することとし、これによつて、市場支配的事業者の規制について万全の対策を期すこととしたのであります。

以上、本法案の趣旨を簡単に御説明申し上げましたが、要は、すでに今日、独占、寡占体制を確立している市場支配的事業者に對して、その経済力の乱用を防止することにより、常にその犠牲となつてゐる中小企業や一般消費者の利益を保護し、もつて國民經濟の健全な発達をはかりたいと念願した次第であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます（拍手）

提議説明を終わります。（拍手）

○達澤委員長 次に、同じく去る十七日に付託になりました内閣提出の採石法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

採石法の一部を改正する法律案

採石法の一部を改正する法律案（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項を次のように改める。

採石業に着手しようとする者は、採取場ごとに、省令で定めるところにより、その採取場の位置、岩石の採取の方法、着手の予定年月日その他の事項を通商産業局長に届け出なければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（公益の保護）

第三十二条の二 通商産業局長は、岩石の採取のための土地の掘さく、岩石の破砕又は廢石のたい積により他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、採石業者に對し、当該採取場について、省令で定めるところにより、公害防止の方法を定め、その認可を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令に基づき公害防止の方法の認可を受けた者は、その公害防止の方法を変更しようとするときは、通商産業局長の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による命令を受け

た者は、当該採取場において採石業を行なうには、同項の認可を受けた公害防止の方法（前項の規定により変更の認可を受けたときは、その変更後の公害防止の方法）に従わなければならない。

4 通商産業局長は、第一項の規定による命令を受けた場合において、同項に規定する要件に該當する事実がなくなつたと認めるときは、その命令を取り消さなければならない。

第三十三条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

通商産業局長は、前条第一項に規定する要件に該當する事実があると認める場合において、特に必要があるときは、採石業者に對し、その防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、急迫の危険があるときは、この限りでない。

第三十三条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業局長は、前項に規定する場合において、同項の規定による命令をもつては、その目的を達することが著しく困難であると認めるときは、採石業者に對し、その事業の停止を命ずることができる。

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 都道府県知事は、

第三十二条の二第二項に規定する要件に該當する事実があると認めるときは、通商産業局長に對し、その事実を示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 通商産業局長は、前項の規定による請求があつたときは、必要な調査を行ない、その結果が必要であると認めるときは、第三十二条の二第二項又は前条第一項若しくは第二項に規定する措置をとらなければならない。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 左の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の二第三項の規定に違反した者

二 第三十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に採石業に着手した採石業者の通商産業局長に對する届出については、改正後の第三十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 砂利採取法（昭和三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十三条第二項から第四項まで」を「第三十三條第三項本文、第四項及び第五

第三十三條の二 都道府県知事は、

第三十三條の二 都道府県知事は、

項」に改める。

理由

採石法の施行後の状況にかんがみ、採石業に対する監督措置を強化整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○逄澤委員長 まず、通商産業大臣より趣旨の説明を聴取することにいたしました。福田通商産業大臣。

○福田通商産業大臣 採石法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

採石法は、昭和二十五年に、当時国民経済上の重要性が増大しつつあった採石業について、その事業の安定と健全な発達を基礎とする目的のもとに制定されたものであります。

その後、最近において、採石業がますます活況を呈するに伴い、採石による公害も増加する傾向がうかがわれますが、一方これをとり締まる現行採石法の監督規定は、これらの公害の実態に対応して適時適切な防止措置を講ずるには、必ずしも十分ではないと認められるに至ったのであります。

このたびの改正は、その監督規定の強化整備という点を取り上げたものでありまして、その主要な改正点は次のとおりであります。

まず第一は、採石業の監督命令について、新たに次の二種類のものを追加したことでありまして、

その一つは、公害を一定の施設計画との関連で事前に適切に処理するために、公害を生ずるおそれのある採石業者に対して、国が認可した公害防止の

方法に従って作業を行なわせることとした点であり、いま一つは、事態が緊急であり、公害を防止するため、他に方法がないと認められるときは採石業者の公害を生ずるおそれがある部分の行為を一時停止させることができることとした点であります。

改正の第二は、現在、採石業に着手したときは、通商産業局長に、その旨を事後届け出すべきこととなっておりませんが、これを事業着手前に、採石方法の概要について届け出なければならぬこととし、公害の未然防止に資することとしたことでもあります。

第三は、採石業の監督に關し、都道府県知事が通商産業局長に対して、必要な措置命令をとるよう請求することができることとし、これにより両者の協力関係が一そう緊密となり、有効適切な指導監督が行なわれるよう配慮したことでもあります。

これらの点を改正することにより、発生する公害の態様と程度に応じた効果的な指導監督措置がとられ、今後の採石業の健全な発達に資するものと期待されるのであります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○逄澤委員長 以上で、本案についての趣旨の説明は終わりました。

○逄澤委員長 次に、去る十五日に付託になりました内閣提出の下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第四項を次のように改める。

3 この法律で「親事業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円をこえる法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をするもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円をこえ五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をするもの

この法律で「下請事業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託又は修理委託を受けるもの

二 個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託又は修理委託を受けるもの

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理由

下請代金支払遅延等防止法の施行後の経験にかんがみ、かつ、中小企業基本法の制定に際し、親事業者及び下請事業者の定義を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○逄澤委員長 まず、総務府総務長官より趣旨の説明を聴取することといたします。徳安総務長官。

○徳安政府委員 ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

下請代金支払遅延等防止法が制定されましたから、すでに六年余を経過することになりましたが、この間政府関係機関におきましては、この法律の積極的な運用に鋭意努力いたしますとともに、昨年は本法の改正強化を行なう等の措置を講じまして、下請代金の支払遅延防止等にかんがりの効果をおさめてまいりました。

しかしながら、本法制定時と現在とを比較いたしますと、この間、国民経済の発展に伴ひまして企業の規模も大

幅に拡大して参りました。また、たまたま今国会に中小企業基本法案が提出せられ、御審議をお願いしている経緯もございますので、この際本法により保護の対象とされております下請事業者の範囲を改める必要があると考えられ、ここに木改正法案を提出いたしました次第であります。

次に、木改正法案の概要でございますが、親事業者及び下請事業者の定義を改めまして、下請事業者の範囲を拡大しようとするものでございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

なお、法案の内容はきわめて簡単なものでございますので、後日公正取引委員会より詳細に御説明申し上げますと存じます。

○逄澤委員長 以上で、本案についての趣旨の説明は終わりました。なお、ただいま説明を聴取いたしました各案についての質疑は、後日に譲ることといたします。

○逄澤委員長 次に、内閣提出の中小企業投資育成株式会社法案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入りまします前に、政府委員より前回の答弁について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○加藤（佛）政府委員 前々回の当委員会におきまして、田中武夫先生から投資会社が保有したておりまして投資先の中小企業の株式を、本来の目的を達成いたしました時に一般の市場に放出する場合の処分について、その処分は八条の何号で読むのか、こういう御趣

旨の御質問があったわけでございますが、その御質問に對しまして、私は、その八条の一号、二号に掲げておりますところの新株の引き受け並びに保有という条項で当然やれるものであつて、第四号の附帯事業でこれを讀むのではない、こういう表現を申し上げたわけでございますが、これは私の誤解に基づくものでございますので、きょうあらためて、そのような場合の株式の処分は、第一項の四号の附帯事業というところで讀むのだというふうに訂正させていただきます。

○達澤委員長 次に、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 中小企業投資育成株式会社につきまして、残余の質問を続けていきたいと思ひます。

まず、お伺ひしたいのですが、すでに提出しておられます中小企業基本法第一条の規定の中に、格差是正ということをやつたておられます。この格差是正は、大企業と中小企業との間のことなのか、中小企業相互間のこともいいのか、いかがでございますか。

○樋詰政府委員 格差是正は、大企業と中小企業との格差の是正はもちろんでございますが、さらに中小企業の中におきまします中規模企業と小規模企業といふ零細企業との間に存在する格差というものは是正するというところにいたしたいということでございます。

○田中(武)委員 そうすると、本法案は、中小企業基本法の精神にのっとりて提出された、こういうことでありますが、中小企業相互間、いわゆる中小

企業の中において格差を拡大する結果になると思ひますが、この点いかがですか。

○樋詰政府委員 これは、この前、冒頭に松平先生からの御質問、御指摘もあつたわけでございますが、中小企業政策というものがこれだけで行なわれの場合には、この法案によって育成されます会社というものは、原則として五百万円以上、むしろ中堅規模に属するといふものでございますので、この法案に關する限りは、中小の中と小との間にあるいは格差が拡大されるといふようなことになるかと存じます。しかし、これはほかの諸先生方から再三御指摘がありましたように、われわれといたしましては、他の中小企業政策と合わせて総合的な中小企業政策を進めていきたい。税制であり、あるいは金融であるといふような本来的の中小企業政策につきましては、特に小規模事業者につきましては、細心の配慮を払いながらこの政策を進めていきたい、こういうふう存じております。これだけ取り上げますと、こ

で取り上げられる比較規模の大きいもの、それからそうでない零細な企業との間に格差ができるということ、これは、これは否定できないと思ひますが、その欠陥は本法以外の諸施策で埋めて、全体の格差をなくするように努力いたしていきたいと思ひております。

○田中(武)委員 中小企業政策は、何もこれ一つでないことはそのとおりであります。しかし、少なくとも、本法案提出の理由として、中小企業基本法の中における精神から出てきたんだと言ふ限り、一条の格差是正ということ

に反する、少なくともこの法案に關する限りは、中小企業間に格差を生じ、零細なもののは切り捨てていくという思想が出ると思ひますが、どうですか。その他税制、金融の面と云つておりますが、特に、政府の言う小規模事業者、俗に言う零細事業者、われわれの言うところの勤労事業者、そういうものに対して、金融、税制その他、中小企業の中でも特にそういうものに対してあつたか、幅広い政策があるなら、言つていただきます。

○樋詰政府委員 これは、この法案の對象として投資され、育成されるものとそれ以外のものとの間には、おっしゃるとおりの現象があるいは起こるのではないかと思ひますが、しかし、これはあくまでも中堅企業と大企業との間の投資育成、あるいは中堅企業を育て上げるということによりまして、その中堅企業にさらにいろいろ仕事の関係でつながつておりますたぐさんの小規模事業者あるいは零細事業者といふところまでが、経営が安定して、そうしてだんだん生産性の向上ができる、そういう方向に持っていきたいといふことをねらいといたしております。まず、それぞれの中小企業の活動グループの中の母体になるような中堅者が育つ、強くなるということ、それと一緒

に仕事をしている、それからいろいろ注文等を受けているといふような方々にとつても、事業分野が安定するといふことになるのではなからうかといふことで、直接の効果のほかに、いわば中小企業の中において、親企業的なものが強くなるということからくる反射的な利益といふことも、当然出てくるんじゃないか、そういうふうに考

えているわけでございます。それから税制、金融の点につきましては、これは本年度のたとえば専従者控除といったようなもの、ことしはわずか五千円というののだけにどまりましたが、われわれといたしましては、さらにその専従者控除を今後拡充するといふようなことでやつていきたい、こういうふうにも思つております。

し、金融につきましては、国民金融公庫の資金源というものを増加いたしました。一五〇程度の買出し増が行なわれるようにいふことを目標に、予算の措置を講じております。それからまた小規模事業者一般につきましては、いろいろな施策を講ずる前に、あまりにも前近代的な経営をやつていて、いったやうな面も多々ありますので、商工会あるいは商工會議所等によりまして経営指導、指導員による経営改善普及事業を通じて、できるだけ近代的な経営に踏み出すようにという指導もいたしております。さらにまた金融の面におきまして、ことしから小口保険の料率を二厘引き下げたといふようなことであります。もちろんわれわれは十分と思つておりませんが、小規模事業者につきましては、今後さらにできるだけの努力をしていきたいと考えております。

○田中(武)委員 たとえば小規模事業者に対する商工会における経営指導員のことなどは、以前の問題です。中小企業基本法が出る前からやつていて、少なくとも中小企業基本法が、本法の精神にのっとりて出たといふ限り、中小企業間の格差是正をうたいながら、格差の拡大をはかつていふといふ

ことには間違ひないのですよ。それは認めたのでしよう。どうなんです。

○樋詰政府委員 先ほど申し上げましたように、この取り上げられる企業そのものが強くなるということになりまして、これはここで取り上げられる企業は、大体中小企業の中でもまあ中堅的な企業で、その下にさらにいろいろ下請的なものを持つておる例が、非常に多いのでございます。そこで、この取り上げられる会社につながる系列と申しますか、受注關係に立つ会社といふようなものは、自分の仕事に注文をしてくれる親元が強くなるということ、これは反射的效果は当然あり得るというふうに考へておるわけでございます。

○田中(武)委員 どうもたよりない答弁です。反射的效果なんというところは、こんなことは期待できない。あるいは期待可能であつたとしても、それは答弁になりません。しかし、これはこの程度にしておきますが、私が言わんとするところは、政府の考へておること、は、中小企業相互間にあつても、より大きなものだけを育成していくといふ考え方であることだけは確認をしておきます。進みますか。

○樋詰政府委員 われわれは、各方面の格差の是正といふことをあくまでも根本方針として努力しておるつもりでございます。

○田中(武)委員 これ以上やつてもお互い突つぱり合ひになると思ひますが、少なくとも中小企業庁長官は、本法に關する限り、中小企業者のうちで中堅的なものを育てるのだといふこと、これははっきりと確認をいたしました。

次にお伺いをいたしたいのですが、これも松平委員等もちょっと触れましたが、たとえば中小企業金融公庫法を改正する。これでも改正して、十九九の業務の範囲を広げていく、あるいは開発銀行に特殊な部門を設ける、これも特殊法人ですから、法改正をすれば、こういう会社法をつくらなくともできるのではないかと。たとえば中小企業金融公庫は、金融だけではなしに、そういう対象になるような企業の株式保有等ができる、あるいは育成ができるということにすればできる。あえて本法を必要とした理由いかにあることですか。

さらにもう一つは、先日松平委員も申されておりましたが、これは大体一割の配当だということですね。中小企業金融公庫その他については、一割以下、六分五厘なり七分五厘の利息で済むのです。企業は、私は、こういうことよりか、やっぱり金融の円滑化を望んでおられるのです。そういう点について、どう説明するか。特に本法を必要とし、こういう会社法をつくるにつけていく、あるいはそれ以上つくっていくという必要は、どこにあるのですか。

○樋詰政府委員 これは投資業務、またそれに伴う育成業務という特殊の仕事をいたします。一般的な金融を業とする中小企業金融公庫に片手間にやらせるというよりは、むしろやはりこういう特殊の機関というものを設けて、そしてやらせるほうがいい。それからまた、政府が直接出資するというよりは、われわれがいたしましては、将来できるだけ民間の機動力といったようなものに期待して、この投資業務

という非常にむずかしい業務の円滑な施行ということを進めていきたいというふうにも考えておりますので、政府出資も避けて、公庫からこの特殊の会社に出させるということにしたわけでございます。

○田中(武)委員 そのほうがよりベターであるということであって、理論的に、そうでなくてはならない、こういうことじゃないのですか。

○加藤(徳)政府委員 この問題を正式に政府として決定いたします前に、できるだけ関係の業界の方の御意見を伺ったほうがいいのではなからうかというところで、前にも御説明申し上げましたが、昨年の夏、約半年間にわたりました、金融懇談会というものを設けて、いろいろ御意見を伺ったのであります。そのときの大方向の御意見は、つまり純粋に国策会社的なものにするのか、あるいは将来は逐次民間的な色彩を多くしてまいりまして、将来は民営の色彩の非常に濃いものにしていくか、こういう議論があつたわけでございますが、議論の結果は、やはり将来は逐次民営の方向へ移行していく、とりあえずその最初の発足の当時に、国の産業政策の面的問題もござい

ますし、あるいは資金的なバックアップの問題もございまして、国が、間接的ではございますが、中小企業金融公庫を通じて出資をする、あるいは貸し付けをするというふうなことでバックアップする必要があるだろう、こういう結論になりました。いま御審議を願っているような形態になったわけでございます。

○田中(武)委員 絶対的にそうであるという根拠でなく、話し合ったり、いろ

いろ関係者と相談をした結果が、よりベターだ、こういうことだと了解をいたしました。

そこで、次にお伺いしたいことは、第二条におきまして、東京、大阪、それから名古屋、こういうところに本店を置く。すなわち、複数の会社を考えておられるわけなんです。複数の会社がいいのか、あるいは単数であつて、それが必要に応じて支店、出張所をつくっていくのがいいのか、こういう問題があると思います。これは最後の目的は、結局証券、いわゆる株券を引き受けてやり、これを育成し、第二部上場株程度に持っていくということとです。そうすると、証券取引所は、大阪は関西に本社があるものだけを扱うのですか。そうではないと思ひます。そうするならば、株式譲渡自由の原則、こういう考え方からいっても、私は、一本であつて全国を管轄するといひますか、やってみて、しかし、東京あるいはどこかだけで、本店一カ所では十分じゃないというなら、支店を置けばいい。あえて三カ所にした積極的な理由をお伺いいたします。

○樋詰政府委員 この会社法案をつくるまでに、いま振興部長から申しましたように、いろいろ各方面の御意見を伺つたわけでございますが、このときにも、まず問題になったのは、全国一社にして必要なところに支店を設けるといふか、やめるか、あるいは複数の会社をつくるかというところだつたわけでございます。この会社の性格をいましては、いわゆる国策会社といふよりも、できるだけ民間的色彩を将来だんだん多くしていつて、その機動的な経営のさえというものにまつ

ということとも関連いたしました。また、中小企業の投資事業の性質上、この会社の運営は、それぞれの地元の中、小企業と密着して行なわれる必要があるのではないかと。さらに、中小企業の投資育成といったようなことにあたりましては、それはそれぞれの地元の財界あるいは地元の都道府県庁といったようなところが、自分自身のところの経済的な繁栄というふうなことで、全国一本でつくる場合よりもより関心度を高め、資金を集める上においても有利ではないか。また、東京、大阪あるいは名古屋というふうなところが、お互いにいい意味での競争をいたしまして、そうして自分の地元の中小企業を育てるといつたような、いい意味でのコンペティション——競争もあろうか、そういうふうな考えられるので、民間的な色彩を取り入れるということとも関連いたしまして、複数にしようというところになったわけでございます。

○田中(武)委員 議論はやりたくないのですが、純理論的に考えた場合は、全国一本、法人一つのほうがよりベターである、私はそう思ひます。先ほどは、金融公庫法を改正してやれないかというところについて、このほうがよりベターである、こういうことだつたが、今度は、これはこれよりベターでない。断言いたします。どうです。

○樋詰政府委員 これはいま申し上げたように、議論としてはいろいろあつたわけでございますが、われわれがいたしましては、この議論の過程において、一本のほうがいいという説、これもちろんございまして。それから複数にしたほうがいいのじゃないかというところで、先ほど私が申し上げたよう

なこともありまして、民間の権威者等の御意見も伺いました結果、大多數の方が複数にしたほうがよろうということ、こういうことになったわけでございます。

○田中(武)委員 これは大臣に答弁をしていただきたいと思います。最近国会内におきまして、あるいはまた一般の意見といたしましては、公団、事業団、特殊法人——これは株式会社も含みます、そういうものが多過ぎる、整理をすべきじゃないか、こういう意見が強く出ていることは、御承知のとおりであります。しかるに、本国会だけでも、この種のもの十三社、新しくつくろうというものがあつておられます。しかも法律一本でそのような特殊会社を——現在三つですが、五つも六つもつくっていくということになりますと、そういう公社、公団あるいは株式会社形式による特殊法人についての考え方が並びにその人事がいま問題になっておられますが、この新たにできる東京、大阪、名古屋の各会社に対してどういふ人事を考えておられるのか、これが一点。

さらにもう一つは、京浜、中京、阪神、北九州等を俗に四大工業地帯といわれております。私は一本でいくという意見であります。こうして三つにやれば、いわゆる京浜、東京、中京すなわち名古屋、阪神すなわち大阪、この三つはありますが、なぜ四大工業地帯といわれておる北九州には持っていないのか、今後どのように考えておられるか、お伺いいたします。以上の点、大臣に答弁を求めます。

○福田(国)大臣 お説のとおり、公社、公団というものがよけいであるこ

とは好ましくないという原則については、私もそのように考えております。

しかし、今度つくり出すのは、公社、公団の弊害が言われているのは、天下り人事といえますか、役所の人がそれにすぐに関係して、総裁になるとか理事長になるとかいうようなことがしばしば行なわれる、これがいかにぬというの、一つの理由でございます。そういう点を考えてみますと、われわれとしても十分考えてみなければなりませんので、今度の人事では、この投資育成公社の首脳部には、いわゆる役人を入れない、民間人でもってやらせる、こういうような方針で臨んでいく考えでございます。

また、もとへ戻りますが、公社、公団はいかにぬといっても、全然これからそういうものは認めないという意味ではないだろう。やはり必要なものはつくらなければいけません。これはその御了解願いますが、今度の場合には、いま言ったような弊害を特に除去する方法によって処置いたして参りたい。

それからお説のとおり、これを一つにするということは、りっぱな一つの考え方であらうと思います。しかしまた、ただいま長官が言ったような考え方に基きまして、私たちとしては、比較検討した結果、三つにしよう、こういうことにいたしましたのであります。したがって、そういうことになつた以上は、今後の方針としては、やはり複数制をとるのでありますから、必要に応じてこれを増加することによって、どの程度うまくいくか、やってみて、その事情等を見た上で、今後を増設するということが当然あり得るとい

う考え方であるかと思つております。

○田中(武)委員　そういうことですが、特に四大工業地帯といわれておりながら、そのうちの三大工業地帯に置いて、あとの一つについては、特別に考えがあるのかないのか、あるいはどういう理由ではずしたのか、そういうことをお伺いしておるのです。

○福田国務大臣　ごもっともな御意見でございます。北九州に置いたらいじやないかというお考えかと思うのでありますが、これは予算の關係もございまして、どうも六億という金をそのまかく割つたのじゃ効果も上げられないというふうなこともあつたわけでございまして、将来は、その予算措置等ともにもらひ合わせながら、ふやしていくということにわれわれは決して反対をしておるわけではございせん。

○田中(武)委員　これは二つが三つになつたのですから、予算の關係等もあつてということ、一応はこの三つということとを前提といたします。そうしますと、この三つです、東京、名古屋、大阪で、全国の管轄はどうするものか。たとえば大阪に本社を有するものは、東京へはこれはないのかどうか。これが一点です。

さらにもう一点は、たとえば東京が北海道まで見るといふことであるならば、先日久保田委員の質問にありました、地方自治体が中小企業育成のために出資をするといふことは、その府県に所屬するものなんでしょう。したがって、東京は出資する、だがしか

し、北海道は出資しない、そういうときに、北海道に本社を持つものは申し

込みができるのかできないのか。もしできるとするならば、それじゃ、東京都だけで出資をしておるならば、東京都からいへば、地方自治法の精神に相反することになる。したがって、あら

かじめ東京は何県、何県、何県としておいて、その管轄府県に全部出資せしめる方針なのか、こういう關係を――管轄といふことがいいか悪いかわかりませんが、三つの分担地区とその府県の關係、並びに地方自治法との關係を明らかにしていただきたいと思います。

○樋口政府委員　まず管轄区域でございしますが、一応われわれはこの三社で全国をカバーしたいと思つておりますが、特に明文をもつてはつきりしない。中小企業投資育成公社の管轄はど

ころかというふうにはやらないつもりでおります。原則として、大抵東京の公社は関東以北、大阪の公社は関西以西、名古屋の公社は中部地方のものを、見るというところが、現実問題として非常に多からうと思つておりますが、実際にあつた場合に、本社と工場との所在地の關係とかいろいろございまして、あまりそこを厳密にびしとやつてお

きますと、かえつて動きにくいといふこともあらうかと思ひますので、大抵原則としては東日本、中日本、西日本というところをやるといふつもりで取り上げていただきたいと思つておりますが、具体的な場合には、この三社の

会社同士でよく打ち合わせをしてもらひまして、自分のところどこそこをとり上げるがどうかといふことで、中で相談していただくといふことによつて、この会社に出資を希望するといふ方々の御希望に沿うようにやつていき

ます。それから出資をしない県に対しては、その会社が金を出さうといふことは、出資した県のほうから見ると、自分の県の金をもつてよその県のものを育成するといふことになつて、そういうのは筋が違ふといふことから、むしろそういうことをすべきじゃないか、こういう議論も出るのじゃないか、こういうことも、ごもっともでございます。しか

し、われわれといたしましては、政府が三分の一以内といふことになつており、また地方庁もそれと同額以上といふことになつておりますが、実は民間には、三分の一でなしに、もっとたくさん出してもらいたいといふことをい

ま言つてゐるわけでございまして、それはさしあたりは、たとえば東京都が大部分出して東京ができたといふ場合に、まず取り上げられるところはこ

であらうといふふうにしてございまして、これもまだ全部の県に当たつたわけではございせんが、東京都以外の道府県といふようなところにおきましても、自分らのほうもぜひ一口乗つて、こういう公社に協力すると同時に、地元の企業を育ててもらいたいといふた

やうな御希望のところも、いろいろ聞いております。現実問題としては、一番最初に大部分は東京、名古屋にある大阪といふ地元の道府県がお出しになるといふことから、そこが一番対象

になるかと思ひますが、しかし、理屈としては、この前久保田先生からもお話がございましたが、われわれは、政府の出し分あるいは地方庁の出し分以上の分を財界――これはもう日本経済全体につながつてゐるわけでござい

ますので、そういうところにも期待いたしておりますが、その金を出さなかつた県といふものは絶対取り上げないかといふことになりまして、やはり中でこれはこの際できるだけ早く取り上げたほうがいいといふものにつきま

しては、取り上げる。と同時に、将来だんだんそういう県に対して、この公社に対しては、御協力を願うといふことについていろいろと交渉をし、

県の議決を経て出資していただくという方向に努力していきたいと考えております。

〔委員長退席、小川(平)委員長代理着席〕

○田中(武)委員　先ほど申しましたように、この法律は、中小企業相互間において格差拡大をはかる、同時に、地域格差においても、その拡大をはかつていくといふことになりまして、これは認めざるを得ないと思ひます。さらに先日の久保田委員の質問に対して、地方自治法の条文をあげてお答えになりました。しかし、地方自治法

は、いわゆる自分の自治体といふことが頭にかぶるのです。それが三分の一以下であらうがなんぼであらうが、たとえば東京都が出した金を東京都以外

のところに使うといふことは、先ほど申し上げておるうちに、地方自治法の精神からいってどうなんですか。○樋口政府委員　地方自治法の關係、不勉強で申しわけございせんが、現実の問題としては、諸先生御指摘のやうに、さしあたり金を出さない県といふものの中小企業を取り上げてこ

ば、その区域の方を取り上げるといふことで手一ぱいであろうかと思われまうので、さしあたり金を出していただいた県の企業を取り上げるといふことで発足いたしました。いま先生の御指摘になりましたこと、あるいはこの前久保田先生のお話になりました点等は、さらに地方自治の法律の關係といったようなものをよく検討いたしました上で、法律にもとらないような運営ができるという方向に出資その他やってくる、また公社の設立目的というもののとりまて、もしその間に法律的に矛盾があるということであれば、その矛盾の解決について、関係方面とさらによく協力して検討していきたいと思っております。

○田中(武)委員 先日、あなたは地方自治法第二条の規定、精神に基づいて答弁されたわけですが、ところが、それは中小企業育成のため云々、こういうことは、他の府県を指さしていい。自分の中をいうおそれではない。もしいまの答弁だとするならば、それじゃ、東京都と愛知県と大阪府だけをさしあたって取り上げるといふことになる。それでこの法律はいいのですか。そういうような特定地域だけをまず取り上げていく法律には、われわれは賛成できません。たとえば川崎はどうなりますか。東京都ですか。違うでしょう。横浜はどうなんですか。神奈川県で金を出すのですか。これは東京都だけ、愛知県だけ、大阪府だけというところが、まず出発のときのお考えなんですか。

ります。しかし、同時にわれわれは、兵庫県に對しまして、あるいは神奈川県に對しまして、岐阜県に對しまして、その他いろいろと申しします。りも、全国の都道府県に對しまして、こういう会社をつくった、それについては、皆さん方のところにも該当する企業があると思われるので、ひとつこの法律の精神にのっとり、県会等によく御説明いただいて、そして庶分の出資をしていただくようにやっていただきたいというふうにお願ひしてあります。東京、大阪、名古屋あるいは愛知県というふうなところだけで出資するということではございませんで、もう少し広い範囲から資本金を集めるということをやりたいというふううに考えております。

○田中(武)委員 そこがおかしいのですよ。あなたのいまのような行き方です。あなたはいまの久保田さんへの答弁と抵触する。地方自治法第二条の基本原則をもつてあなた方は答弁されたのです。だから、地方自治法の基本原則というならば、出資した県だけということになる。それならば、なぜこの法律は全国を見ると、こう言うのです。地方自治法の精神、基本原則との關係をはつきりしてください。

べてではないことは、先ほど長官から申し上げたとおりであります。地方から出ている金が、そのまますくくり当該地方へ還元されなくてはならないかどうか、あるいはその地方の出資が一部入っている機関の金が、当該府県のほかについてはいかぬかどうかという問題は、非常にむずかしい問題だと思ひますが、私もこれは例がいいかどうかわかりませんが、たとえば愛知県が、地元で東海製鉄ができたわけでありますが、この東海製鉄に對しての出資ということもやっております。これなんか、形式的には、東海製鉄は愛知県にございまして、まるまる還元ということがあるかと思ひますが、そういう例から見ても、必ずしもこれが全然違法であるということにはならないのではなからうかというように解釈しております。

それからもう一つは、全然出資をしていない県の中小企業から、投資会社の対象として取り上げてほしいというふうな企業があらう場合、どうするかということでございますが、これは原則的には、そういうものもこの投資会社は当然取り上げなければいけないというふうにお考えおるわけでございます。ただ、その場合には、自分の県が全然出資をしていないで、そういう要望が現実にある場合には、魚心あれば水心と申しますか、おそらく自分の府県からも應分の出資をいたすというふうな申し出があるということ、実は期待いたしておるわけでありまして。

法律はそうなっているのです。しかし、それなら、出資をしたところの府県側から見ても、地方自治法からいってどうなのか。それが三分の一以上でないからいいとか、それが十分の一以下だからいかぬとかいうことは、地方自治法のどこに書いてあるか。地方自治法の精神との關係において、はつきりしたことを言ってください。

それから、じゃ、こちらのものについてはお聞きしますが、これは非常に重要な問題を含んでおると思うのです。そういうのは、こういう地方自治体が、いわばこの構想は、最後は、公共性よりも、むしろ利益をはかる会社です。そういうものにどんな出資するということは、地方自治法の二条から出てくるかということが第一点。いまの製鉄会社に出すとかんとかいうことは、このごろ至るところにそういうことをやっている。うまくいっている場合はいいにしても、それでも問題がある。それは何かというと、会社がもつて配当をするという場合に、これは会社なり何なりは、地方自治体に対する配当の保障なんてどこにもない。そういう場合に、個人のもうけ仕事——個人というのか、民間資本のもうけ仕事に地方自治体がどんな出資しているという原則は、どこにもない。補助金とかんとかいうことなら、これは別ですけれども、そういうものにどんな出資をしているという原則は一つも

ないということ、いまお話のあったように、出さない県へ出したところの県が出すということは、そう簡単に、いまの地方自治体の実態から見ても、承知をするはずがないということが第二点。これはいま田中さんの質問の要旨です。

もう一点は、こういうことをやっていると、たとえば新産業都市の配置をするとか、地方開発、低開発をやるといふ場合の精神と違っているじゃないか。こういうことをやれば、ますます東京、大阪、あるいは名古屋に、少なくとも中堅企業が集中せざるを得ない。根をおろしてしまふ。大企業をだんだん地方に分散させなければ都市が行き詰まっておるというので、わあわあっている。その際に、一番問題になるのは関連企業、つまり中堅企業が地方に育っていないということ、その育成ということをやっている。ところが、そういう中堅企業の地方への分散ということは何ら考えないで、逆に中堅企業は東京、大阪、名古屋にますます足どめをさせてしまふ。そうして地方産業都市へ工業過密状態を分散させようということ、できることではない。そういうことに対する政策上の考えなり、あるいは法制上の考えなり、私は一つも統一してない法案だと思ふ。いまの答弁というものは、全く事務当局の便宜主義、ごまかし主義の答弁にしかすぎないと思ふ。そういう点について、地方自治体なりと十分なる調整がついておるのか、政府としてはつきりした方針がついておるのか、大臣の答弁を聞いておきたい。

(小川(平)委員長代理退席、委員長着席)

○田中(武)委員 先ほど久保田委員の言ったのと同じような理屈で、工業団地をどこにつくるのか。これもやはり地域格差とか、大都市集中を避けるというところでしよう。ところが、さしたって、全国といったって、東京、大阪、名古屋だけなんです。そういうような中小企業に対する基本的原則にも反するのです。

○福田国務大臣 私は、久保田さんのただいまの御質問は、地方公共団体がそういう経済行為に関係のあることをしてはいけない、それは地方自治法と相反するではないかという御質問だと思ふのでありますが、しかし、地方自治体でも、その種の経済行為を全然やらないかというところもございます。その場合に、電力事業をやつて、その電気は必ずしもその地域だけに行つておるわけではありません。よその地域へ供給しておるような場合もあり得る。

そのほかにも私は例はあると思ひますが、自治体がそういう経済行為に一切関係してはいけない、または株を持つてはいけない、こういうことではないと私は思ふのであります。また、時勢というものは順次変わつていくのでありまして、必要に応じて地方公共団体が融通的な措置をとつていくということとを禁止するのはいかどかというところは、私はこれは議論の分かれるところにならうと思ふのであります。法律というものは、何でも法があつたならば絶対にそれは動かさないといふものじゃございません。たとえば慣習法といふものは、法律がなくとも、法律と同じような効果をあらわす場合もあるのでありまして、法自体の解釈も、

その時代の推移に応じてある程度は変えられるということが、いわば融通性のある政治だろつと私は思つておるのであります。それが完全に原則と相反するということであれば、これはいけないでしよう。しかし、地方公共団体が自分の地域内における中小企業の育成ということに金を出すことがいけないという原則は、成り立たないのではない。

そこで今度の問題は、前に返つてまいりまして、東京や大阪やあるいは名古屋におけるそういう会社が、投資をしない府県の中小企業に利益を均てんさせるということの是非の問題が出てくるわけでありまして、私がいままで見てゐるところでは、どの府県でも、中小企業の育成ということにはそれぞれ非常に関心を持つておられますから、おそろひはこのうちの、たとえば東京に加盟するか、あるいは名古屋に入るか、あるいは三つの全部に入るか、そこいらはどういう形で出るかは知りませんけれども、自分のところの中小企業を育成するためには、応分の金を出してくださる、そういうふうな措置をとられるものであると私たちは考へておるわけでありまして、そういう点でも、事実上はあまり不便もないし、また、法制上もそういうことができるものであるという観点に立つて、私はこの法案を提出いたしておるわけでありまして、

○久保田(豊)委員 いま私の質問してゐるのと焦点が違ふ。地方自治体なり国なりが、いわゆる民間企業に対して金を出して悪いということはないわけですが、それは公益性といふものを考へて、ちゃんと出し方の形がき

まつておるわけですが、出資ということについては、地方自治法にはつきりした規定はありません。この出資をする場合に、こういうふうな、将来は民間に移すんだ、要するに、採算ベース、商業ベースに乗せるんだ、そういうものに出資という形で乗せることがいいのかどうか、地方自治体の金を出すことがいいかどうかという問題なんです。それならば、地方自治体でもって出資したものに對しても、国の、中小企業金融公庫の出資分についてと同じように、詳細な保護規定があるべきである。ところが、地方自治体の出したものについては、何も保護規定はないじゃありませんか。うまくいったときにも問題は起こります。しかし、同時に、へたにいつて、全部この債権というものが無価値になつた場合に、どうしますか。最近では、ほとんど法律上のはつきりした明文に基づかない出資分が、非常に道路関係とかその他によけいになつてゐる。あるいは今度新産業都市などというものをやるという場合には、事業団というものができて、その事業団には、当然府県なり市町村なりが出すということになるでしよう。

その場合においても、この明確な規定というものはない。こういう点について、政府部内における便宜主義で、一つ一貫した方針がない。一貫した方針があれば、はつきり法律で明文を規定すべきであります。してないから、この点に對してどういふ考へを持っておるかということが一つ。

もう一点は、国がせつかく一カ所に千五百億といふ金をかけて工業の過密状態といふものを分散せよといふか、つまり地方分散という政策をとつ

てゐるときに、こういうふうな東京、名古屋、大阪の三つだけにやつてしまつたのでは、ますます過密地帯を過密にするような政策になるのじゃないか。その点の調整が一つもついていない。いろいろありますが、東京で出したものも、どこでもかまわぬ、管轄区域はきめない、どこでも出すといつたて、これは東京の都なり何なりが、そんなに簡単に承知するわけがない。あなた方がそんなことを言つたつて、都民からいへば、自分たちが出す金で他県の中小企業に投資されることを黙つておるわけがないと思ふので

す。特に中小企業の支店とか、あるいは工場とか、分工場とか、そういうところに行く可能性はない。むしろ新産業都市なり何なりで大きな工場なんかを分散させるには、それを培養させる、つまり関連の中小企業の健全なもの、地方で発達することが必要なんです。そうすれば、そういうところから当然金が出てくる。そういう地方自治体が金を出すということは当然でしよう。その金の出し方が問題であるといふことが一点と、そういう基本の政策等がきちんとはないか、この点はどうするか。そういう点の一つも、中小企業対策としても国の全般の対策と調整がついておらぬじゃないかといふことを、この前からお聞きしておるわけですが、この点はどうなんでしよう。

○福田国務大臣 前段の地方自治法との関係は、法律問題でございますから、法制局から答弁させたいと思ひます。

かり中小企業をますます育成させることにはなりはしないかといふことでございしますが、先ほどおわれわれが申し上げましたように、各府県がやはり応分の出資をしてくれますし、したがつてまた、この法律ではどこでも融資ができるということになつておるのでありますから、そうすると、二十万円しか出資しないで百万円持つていったのはひどいといふか、それとも議論はあるいは起こり得るかもしれませんが、しかし、そういうことを言ひ出したら、もうなかなか際限がなくなるのでありまして、東京都でつくつた宿泊所へよその県の者が来て泊るのはおかしいじゃないか、オリンピックをやるのは東京で、東京の人だけが使つたらいいじゃないか、これは極端な例を申し上げて恐縮でございしますが、そういうものではない。やはり地方公共団体といふものは、ともに相助けつて国全体の利益の面も見ながらやつていくといふことが、当然その公共団体の中に含まれておる。これは便宜に区域を分けておるだけでありまして、国全体の利益を増進するといふための地方自治体であらうと思ふのであります。そういう点から考へてみますと、それはどう嚴重にこの問題を取り上げること

も——實際問題として、私はこのようなものに東京の人がたくさん出るといへば、それはおもなものは東京へいくといふことはあるでしようが、しかし、やはり地方へももちろん出資がいくやうになるといふように運用されるものであると、期待をいたしておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 いまの点は、はつきりした法的な規定なり何なりをせず

に、運用、運用という、その運用が、非常にある意味においては危険を持つてゐるわけだ。公金を扱うのですから、実問題の運用というところに逃げるところに危険性があるわけだ。うまいこといふときも問題が起る。たとえば地方自治体の持つてゐる株の処分をどうします。この会社がうまくいって、一株千円なら千円で受けたものが二千円も三千円もするとうちの場合の株をどうするかというふうなことは、地方自治体については何ら規定がないじゃないか。へたにやれば、これはまた地方自治体の混乱のもとになります。へたにやれば、この会社が赤字、赤字というふうになつてくれば、株も無価値になりますよ。その場合の責任はだれがとるのか、こういう問題もいろいろ出てきますし、これと似たようなことが、各地に、いろいろなことに、最近是非常に強くなつておると思う。こういう点についての政府の確たる方針と、その方針に基づく法文の改正なり何なりをはっきりしなければいけないということを言つてゐるわけだ。いまのような実際の運用、運用で、当分の間は適当にやつていきますというふうなことで、そういういいかげんなことでは、私はこの問題は解決しない、こう思うのです。

○田中(武)委員 ちよつと関連して。私は、大臣答弁のあげ足をとるわけではないのです。だがしかし、いまの大答弁で重要なことがたくさんあります。たとえば地方自治体は国の云々というところは、憲法の精神からいってどうかと思うのです。それからコン・ロー、すなわち慣習法の問題も、法令運用についてカバーして——私は、

何も地方自治法から出せないと云つてゐるのじゃないのです。出したやつが地方自治法の精神に反するじゃないか、こう言つておるのです。大臣相手にそういう法律論はやめなさい、そういつたこと、ことに法律の規定がなくとも、弾力性がある——もちろん、時代に即応して解釈の幅を広げることはよいことです。しかし、規定のないことをやるといふ考え方は、どうかと思うのです。ことに憲法との関連があるような考え方については、聞き捨てならぬと思うのですがね。

○吉國政府委員 地方自治法に關連いたします法律問題につきまして、前回の委員会におきます議論を私聞いておりませんので、あるいは的をはずれたお答えを申し上げるかもしれません。が、その場合は、御指摘によりましてさらにお答えしたいと思ひます。

地方自治法によりまして、地方公共団体、都道府県なり市町村なりが、一定の民間会社、株式会社に對して投資ができるか、その株式を保有することができるといふことが、質問の第一点でございましたが、地方公共団体は、國と同様に、公法人として非常に広い、一般的な権利能力、行為能力を持つておりまして、地方自治法の第二条の規定によりまして地方公共団体の目的の範囲内におきましては、その目的を遂行するために、あらゆる法律上の手段を講じ得るといふのが、現在の考え方でございます。先般、あるいは中小企業庁のほうから申し上げたかもしれませんが、第二条第三項で地方公共団体の事務を例示しておりますが、その中で、産業の振興というふうなことがあげられておりますが、その産業の

振興という事務を処理するために、種々の法律上の手段を講じて事務を処理してまいるわけでございますが、その一つの手法として、あるいは民間に對して貸し付けを行なう、例示いたしましたれば、現在でございます中小企業近代化資金の貸付けのごときはこれでございまして、また、会社を設立して、この会社に出資をして、会社の活動を通じて産業振興をはかるといふことも、地方公共団体のとり得る範囲内のことであるわけでありまして、このようにして出資することは、一応でき得ると考えられるわけでありまして、

第二に、たとえば甲乙丙という三県が出資して中小企業投資育成公社ができたという場合に、甲乙丙の三県に所在いたしますような中小企業の株式を取得することは、問題ないと思ひます。ところが、甲乙丙という出資者でないという府県に所在する中小企業の株式を取得できるかというものが、問題の第二点であると思ひますが、この場合、甲県なり乙県なり丙県なりの出資いたしました目的が、それぞれ甲乙丙三県内の中小企業の振興というために、政府が設けましたこのような公社に出資をして、その公社を通じて自己の県内に所在いたします中小企業の株式を取得してもらひ、それによつて当該中小企業の自己資本の充実を促進して、ひいてはその県内の産業を振興しようというものでございまして、かりにそこに投資してございせん丁なる県の中小企業に出資をいたしました結果、甲乙丙の各県の出資の目的が阻害されるというふうなことになるならば、これは中小企業の投資育成公社を設けましたことからいひまして、

先ほど申し上げました地方自治法の精神から申しまして、やや範圍を逸脱することはあるかもしれませんが、あくまでも甲県、乙県、丙県なりが出資をいたしましたのは、自己の県内、甲乙丙の県内にございまして中小企業の育成をはかるといふことでございまして、その中小企業の育成をはかるといふ目的が達成できないように、丁県に所在いたします中小企業の株式をこの公社が取得する結果、そういうことになるというふうな場合には、これは、この投資公社がそういうふうな株式の引き受けをいたすことは相ならぬと申すべきだろふと思ひますが、實際問題といたしましては、その出資いたしました三県以外のところに出資をするとは、この三県の出資目的に違背するといふような結果を招来することは、まあ万々ないと思ひます。ただ、極端な場合を申し上げますと、地方自治体が三分の一までは持つてゐるわけでございますので、かりに東京都なら東京都が三分の一持つたという場合に、他の神奈川県なり、あるいは横浜市なり、千葉市なりが全然持たない——まあそんなことは考えられないと思ひますが、かりにそういう場合がございましたら、きに東京都以外の株式を取得すること、ができるかと申しますと、残りの三分の一は中小企業金融公庫でございまして、残りの三分の一は民間でございまして、この三分の一という出資をいたしました東京都の見通しが非常に誤まつたというふうな結果になるようなことは、おそらくこの公社としても運営して参らないうことに相なると思ひます。

それから第三点といたしまして、地方自治法によつてそのような取得ができたとしても、その結果が非常に値上がりしたという場合にどうするかとか、あるいはこの投資公社の株式が非常に価値が下がつてきた場合にどうするかというお話でございましたが、もともと出資をいたします場合、この中小企業投資育成公社に都道府県なり市町村が出資をいたします場合には、それぞれ都道府県の議会有り市町村の議会の議決を要するわけでございますので、そこで出資することが適当であるかどうかについて、当該議会において慎重に御検討に相なると思ひます。また、その結果が非常に値上がり来たした場合に、もう自己の県内あるいは市町村内においては、中小企業に対する投資を手控えてもよろしい、もう完全に資本の充実がはかられたという認定のもとに、この株式を他に売却するということも、これはあり得るまいが、その場合においても、やはり地方自治法によりまして、都道府県なり市町村の財産の処分でございますので、議会の議決を要することになりますので、十分な自治体内部における監督によつて、疑義が生ずるようなことはないと考えられるのであります。それに關連いたしまして、この公社の業務の運営につきまして、事業に關する規程の中で相当詳細に規定がされることとなる予定でございまして、その点は、政策問題でございまして、私が申し上げる限りでございせんが、先ほどの公社三社の業務の区域をどうするかという問題でございまして、これも必要がございまして、公社の事業に關する規程の中で規定をして、相互に重複することがない

方自治法によつてそのような取得ができたとしても、その結果が非常に値上がりしたという場合にどうするかとか、あるいはこの投資公社の株式が非常に価値が下がつてきた場合にどうするかというお話でございましたが、もともと出資をいたします場合、この中小企業投資育成公社に都道府県なり市町村が出資をいたします場合には、それぞれ都道府県の議会有り市町村の議会の議決を要するわけでございますので、そこで出資することが適当であるかどうかについて、当該議会において慎重に御検討に相なると思ひます。また、その結果が非常に値上がり来たした場合に、もう自己の県内あるいは市町村内においては、中小企業に対する投資を手控えてもよろしい、もう完全に資本の充実がはかられたという認定のもとに、この株式を他に売却するということも、これはあり得るまいが、その場合においても、やはり地方自治法によりまして、都道府県なり市町村の財産の処分でございますので、議会の議決を要することになりますので、十分な自治体内部における監督によつて、疑義が生ずるようなことはないと考えられるのであります。それに關連いたしまして、この公社の業務の運営につきまして、事業に關する規程の中で相当詳細に規定がされることとなる予定でございまして、その点は、政策問題でございまして、私が申し上げる限りでございせんが、先ほどの公社三社の業務の区域をどうするかという問題でございまして、これも必要がございまして、公社の事業に關する規程の中で規定をして、相互に重複することがない

ように、あるいは相互に食い違いが生ずるようなことがないように、調整が十分はかられると思います。これは、政策的にそのような決定がなされました後において、公社が通商産業大臣の認可を受けて定めなければならぬ規程の中にそういう事項を盛り込むことによつて達成できる、そういうふうに私も考えております。

○田中(武)委員 私の関係しておる点は、答弁第二点です。答弁第二点の前段は、けつこうです。さすがに法制局らしい回答です。だが、後段は必要ないです。これは法律解釈でありません、であらうということです。地方自治法第二条の一番頭にかぶつておるのは、「地方公共団体は、法人とする。」二項で、「その区域内におけるその他の行政」云々となっているのです。その区域内ということになっているのです。したがつて、東京都の出資する金は、あなたおっしゃる通りに、基本原則にのつてできます。だがしかし、それが他の府県のほうへ使われるというところは、二条の「その区域内」というのに反する。あなたは甲乙丙丁の例をあげましたが、そのとおりなんです。したがつて、先ほど来私が言っているような点で、一体どう運営するのか、こういうことになるのですが、これは地方自治法との問題、ないし地方行政委員会、ないし自治大臣、自治省、これとの関係がはつきりしない限り、これ以上審議は進められません。法律でははつきり結論が出たのだから……。

○達澤委員長 それでは暫時休憩します。

午後零時四十六分休憩

午後二時二十二分開議
○達澤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中小企業投資育成株式会社法案についての質疑を続行いたしますのであります。まず、休憩前に行なわれました田中武夫君及び久保田豊君の質疑に対する政府の答弁を聴取することになつております。吉國法制局第三部長。

○吉國政府委員 午前中問題になりました点につきまして、休憩中、自治省及び通商産業省の当局と協議を行ないまして、ほぼ統一の見解を取りまとめましたので、それについて御説明申し上げます。

問題になりました第一点は、地方公共団体が株式会社の株式を取得できるかという点でございますが、その点につきましては、午前中にも申し上げましたように、地方公共団体の地方自治法によつて与えられた目的の範囲内におきまして、いかなる法律上の手段をとるかというところは、公法人として完全な権利能力、行為能力を持つておりますので、あるいは貸し付けの方法をとる、あるいは出資の方法をとるということはあるわけでございまして、当然産業の振興に関する目的を達成するために、場合によつては株式会社の株式を取得するということも可能であるというふうに考えております。

それから第二点の、この中小企業投資育成会社に対して、ある都道府県が出資をした場合に、その出資をしない都道府県内の中小企業の株式をこの公社が引き受け、それを保有することはできるかという点でございます。

が、この点につきましては、けさほど申し上げました例を同じくとりまして、甲乙丙という都道府県が出資をいたしました場合に、丁という都道府県内の中小企業に対して投資ができるかというところでございますが、この場合も、この公社の業務といたしましては、一応丁の区域内の中小企業の株式を取得するということも可能である。しかし、この中小企業投資育成公社が甲乙丙の三府県から出資を受けております以上は、甲乙丙の三府県内の中小企業に投資することをこの公社の業務運営上優先的に執行してまいりたいことは、その甲乙丙の三府県の出資をいたしました目的を達成するために、実際問題としては要請されると存じますが、出資をしてもらない丁という都道府県内の区域内の中小企業に投資をすることが不可能であるということはないと考えております。

○達澤委員長 引き続き、質疑を許可いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 いまの法制局の御見解ですが、不可能ではないというだけではちょっと足りないもので、その根拠をひとつ聞かせてください。

○吉國政府委員 甲乙丙の三府県が出資をいたしましたして、この出資をいたしました目的は、それぞれ甲乙丙の三府県内の中小企業の株式をこの公社に取得してもらい、保有してもらふことが、自己の区域内の中小企業の自己資本の充実、その健全な成長、発展をはかるという趣旨にかなうわけであります。が、それは、この中小企業投資育成株式会社ができ上がりまして、甲乙丙の三府県のみを目的とするということはないわけであつて、中小

企業投資育成株式会社は、この法律に書いてございまして、東京を本店とするものでございまして、東京本店の範囲内における中小企業に対する投資及びその育成をはかるという目的でございまして、公社ができて上がりました時は、そういうことに相なりまして、ただ甲乙丙の三府県から出資を受けておる。甲乙丙の三府県は、自己の区域内の中小企業にその中小企業投資育成公社が投資をして、その結果として自分のところの中小企業の健全な成長、発展がはかれるということを意図しておるわけでございまして、あくまで重点的にはこの甲乙丙の区域内の中小企業ということに相なりと思ひますが、この公社の目的といたしましては、丁なり戊なりという、出資してない地域の中小企業に対する投資ということもできるということでございます。

○田中(武)委員 私は、やはり法律的に根拠のある答弁をしてもらいたいです。できるというだけではいけないのです。積極的な点でいうならば、たとえば地方自治法の二条二項の区域内というものは、いかなる読み方をするか。あるいは同法九章三節支出の各条文との関係、そういうことについてはどうなんですか。

○吉國政府委員 地方自治法の第二条第二項なり財務の規定につきまして、ここに自治省の財政局長が出席しておりますので、そのほうからお答えいたします。

○奥野政府委員 第二条第二号の読み方についての疑問を抱いておられるように拝聴いたしましたわけでありまして、第二条では、普通地方公共団体は、その公

共事務を処理する、こう書いてあるわけでありまして。さらに正確に言いますと、公共事務と委任事務とその区域内のその他の行政事務でございます。公共事務という場合には、住民の福祉の増進に寄与するような事務、投資育成公社に出資するということが、住民の福祉の増進に寄与してまいりますならば、この第二条の条項に合致する、こう考えるわけでございまして。その投資育成公社がどういう範囲に活動していくか、これは投資育成公社のきめることだと考えるわけであります。その活動が、出資した団体の住民の福祉に何ら寄与しないということであれば、出資が適当であるかどうか疑問になつてまいるわけでありまして、けれども、その投資育成公社の活動が出資した団体の住民の福祉の増進に寄与してまいります限り、その活動が出資団体の区域外に広まりましよう、それは問題にはならないことであらう、かように考えておるわけでござい

○田中(武)委員 二百二十八条以下、九章三節の各条との関係は……。

○奥野政府委員 地方団体の支出が当該団体の区域以外に影響を及ぼすような支出であつてはいけないというような性格の規定は、どこにもないわけでございます。たとえば地方団体の子弟の勉学に寄与するために、東京に学生寮を設置している場合もあるかと思ふのでございまして。あるいはまた、地方団体が九電力会社の株式を現に取得いたしております。いままで地方団体が電力事業を経営しておつた。それが戦争中の電力統合によりまして、その統合された公社の株式を取得すること

に変わったわけでございます。それが今日までも続いております。ございまして、増資のつど、地方債の許可もいたしておるわけでございます。地方財政法に、地方団体が出資をいたします場合には地方債を許可することができると書いてあるわけでございませうけれども、そういう対象にも含めてまいっておりますわけでございます。

○田中(武)委員 先ほども発電ということを例にあげられたのですが、これは公共事業なんです。この投資育成会社の業務というのは、公共性がありますか。広い意味ではあるかも知れませんが、その対象になるのは個々の企業なんです。その点はどうですか。

○奥野政府委員 地方団体の最近の活動がだんだん活発になるにつれて、積極的に住民の福祉の増進をはかろうというようなことから、かなり経済的な活動の範囲を広げてまいってきているように思われます。一番手つとり早い話は、たとえば信用保証協会に出資いたしまして、信用の拡大に努力いたしておるわけでございます。あるいはまた埋め立て事業をやりまして、立地条件のよい公共用地を造成する。そうして工業を誘致する。それらを通じまして自分の団体内の経済活動を活発にし、住民の所得の増大に寄与しようというようなことで努力をしまいいつておるわけでございまして、いま投資育成会社をつくって、そこで基礎の弱い会社の株式を取得する。そしてその会社の自主的な活動を盛んにならしめ、そのことはひいては関連産業を盛んならしめ、その地域の経済活動を活発にするということになり、住民の福祉の増進にはね返ってくるのじゃ

なかろうか、こういうふうにも
は判断をいたしておるわけでござい
ます。

○田中(武)委員 地方自治法の二条には、基本原則をうたっている。私は、金は出せないのだとは言っていないのです。出し得る、こう考えておる。そ

これはそのとおりなんです。そしてこの二百二十八条以下に、地方自治体の支出のことについて規定がしてある。したがって、たとえば東京都が投資育成会社東京本社に出資することは、私はかまわぬと思う。しかし、そこが今度東京都以外のところへ事業を伸ばすときには、そこはあなたは中小企業投資育成会社やることであって、そこで地方自治法との関連性は切れるのだ、こういう答弁だったと思う。まあそれは私もわからぬことはない。と同時に、たとえば二百三十一条ですか、寄附又は補助ということ、こういう規定があるのは、いわゆる基本原則によつて、こういうものは出したらいいのだ。そして特に支出の面においてこまかい規定を盛っておる。しかも補助金と寄付金、こういうことはかまわないのだと書いておるといふ裏を読むと、みだりな出資をしてはならぬというように読めると思うのですが、そのような関係はどうなのでしょう。

○奥野政府委員　最初に具体の例で申し上げますと、日本住宅公団法がございます。日本住宅公団に、地方団体が相当数出資いたしております。住宅公団の活動は、当該団体だけではございませんで、相当の範囲に及んでおるわけでございます。なおまた、出資の点については、地方財政法の第五条に地方債の対象の事業をあげておるわけで

でございます。その中に、特に出資の規定を置いてあるわけでございます。地方財政法の第五条の第一項二号でございます。したがって、出資ということも、地方団体の活動の一態様として法律に規定しておることでございます。

○久保田豊委員　問題は、公共事業という範囲ですね。これはいまのようなあれからいくと、地方の産業を盛んにして、それによって一般のあれといふことになれば、これは一般的になるわけなんだね。しかし、公共事業という以上は、——それはどんな私企業といえども、その私企業が盛んになつて、その地方の人が、たとえば就職の点、あるいは仕事がいけいになるだろうという点で利益を受けることは、これは当然ですよ。そういう場合に、無制限に出資ができるというもののじゃなからうかと思う。公共事業というものと私企業というもののとての限界ということが、非常に最近ではやけてきておる。そうして同時に、問題は、出資をした先についての監督権なり、指導した先についての監督権なり、指導権、あるいは関与権とか、そういうものとか、あるいは——出資をした金のは、いずれにしてもそれは公金です。その公金の保護に対してはどうするのか。あるいはその果実が出てくる、あるいは損失が出てきた場合に、そういったものの処理をどうするのか。これは、地方団体について非常に大きな関係を持つてくると思うのです。こういうものについての最近のあれは、非常にばけてきておるように思うのです。ですから、いろいろ問題ができますのだ。ですから、私の知っているある温泉場ですが、その温泉場のボス連

中が、主人連中が、ロープウエーをつくったのです。ところが、そのロープウエーが、計画が間違っておったので、赤字でどうにもならぬ。ところで、今度は借金をしなければならぬ。その場合の借金の保証を町がした。こういうべらばうなことができてくる。

それに類したような仕事で、次々にできてくる。聞いてみると、赤字でしようがないから、まず第一に保証というこだけを——これは金を出すのは保険会社らしい。ところが、その保険会社から、町の保証がなければだめだと言われて、町議会のボス連中がそういうことをして、ほかの連中は知らぬものですから、無理押しをしそうなのなんです。いまのところ、私どもはそれに文句を言つてやつておるのだから、その次は何かというと、町へ移してしまおうではないか。もともと赤字のものを、それを町に移してしまおうという形ですね。ところが、それはどううかというところ、温泉地ですから、そういうレクリエーション設備があれば、客が来るという名目です。それは悪くいった場合の例です。よくいった場合は、ある道路公園が非常にうまくついている。予想よりも四倍も収入がよけいになる。それで、今度はその施設はどうかというところ、それは県がやはり保証して金を出している。あるいは一部出資をしておるようだ。そうしておいて、その裏ではどうかというと、町村から五十円くらいでもつて土地を何百町歩というものをやつて、それを今度はそれとやらはらの会社をつくつて、それを全部町に移して、五十円とつた土地が五千円もしている。それで役人というか、地方のおも立つた連中は

どうかというと、会社と公共事業みたいなもの、この事業と、両方の役員をしている。だから、もうかればかりってに利益を取ってしまうということになりがちだ。こういうふうなことが次々に起こってくる可能性がある。これだってそういう危険はあると思うので

す。したがって、そういう場合には、地方公共団体が出資する公共事業というものはどういう性格のものかということ、その公共事業に対する地方公共団体の責任はどうか、責任の限界と、いふものを明確にしなければならぬ。同時に、監督というか、関与というか、そういう点を明確にしなければいけません。果実が出た場合、あるいは損失が出た場合に、これに對しまするはつきりした処置がなければ、いまのように、いろいろのそういう事業に、めちやくちやにこの二条の公共事業という解釈をかけて広げてやるというところとは、私は納得できない。そういうことをやれば、公共団体はそのこと自体から乱れる。これは当然です。そういうことについては、この法律において、國の出したもののについては——國の出したというのは、中小企業公庫が出資した分ですが、これについては、一条はつきり設けて、こまかい保護規定というか、取り扱いの原則を立てておろす。ところが、それと同額もしくはそれ以上を期待しておるといふ地方団体については、何ら規定がない。あとは地方財政法なり地方自治法によるといふだけです。これじゃ何もはつきりしない。この法案だけじゃないけれども、こういう点について、もっと突っ込んだものを、当然國の政策としてこゝではやらなければならぬ。そうしなけ

れば、地方自治体というものは、いまの体制でいけば、だんだん独占資本になり、あるいは独占資本の間の接の手伝い役になってしまふ、こういうことにならざるを得ない。しかも、その結果は、非常に不明なものが出てくる。地方自治体をますます悪くする結果になってくる。ただ、法律の何条によつて、拡張解釈すればこうできますというやうなことはないかと思ふ。まあ当面法律を改正しないということになれば、公共事業の範囲をどうきめるか、いまのあなたのように、ただ地方住民といつても、これによつてやる会社はどれくらいかといふと、少なくとも対象会社は、法律的にいへば全部で十五万幾らあるわけだ。——もつとよけいある。六十万くらいある。そのうちで年に百はいかないわけだ。当初計画では、二十五と二十五と二十五といふんですから、大体において六十五といふかない。これをいふ一般住民と見れるかどうかといふことが問題だ。投資会社がかりにうまくいったにしても、そういう少数のいわば私企業的なものに投資をするもの、これは数からいつたら、中小企業対策にならぬと私は思ふ。大臣の答弁は、最初はしようがないから、新しく今度はつばつやうて、うまくいったらでかくする、こういうことですが、しかし、この全体の構想は、少なくとも法律的に該当する対象企業といふものは、うんと数が多い。しかし、せいぜい千くらいしか考へておられない。そういう千の中小企業に地方公共団体なり国の金を出すなら出していいですけれども、それには明確な一つの理由づけなり、それに対する規定といふものがなければいかぬ

と思うんだ。ところが、それが何もない。こういうあれでは、ただ単にこの解釈をどうするかこうするかといった法律上の技術解釈の問題でない。そういう点についてひとつ——実はあなたにせんだつておらなかつたら、あなただけの課長さんに聞いてみると、出してもいいし、出さぬでもいい、禁止の規定もない、出していいたい、積極的規定もない、こういう電話の返答だつた。そういうあやふやなものに依存して地方の産業開発なり産業助成をやつていくといふことは、私は間違ひだと思ふ。それならそれで、きり補助金なり何なりといふことで明確にして、全部損がいといふことがあつても間違ひないといふことにして明らかにするの、行政の一番根本になると思ふ。こういう点については、まず、公共事業といふ解釈をどう解釈されておるか。ただ単に住民の利益になるといふことでは、じゃ住民の利益にならぬ事業があるか、それぞれ理由を立てれば、どんな個人企業といへども住民の利益になる。住民の利益になるから成り立つてゐる。もし公共事業と非公共事業との区別をつけるとすれば、だれがつけるのか、何を基準にしてつけるのかといふことを明確にしなればならぬ。どんな事業だつて、需要のある限り、いわゆる公共の必要に、ある意味で地方住民の利益に直接、間接役立っていることは間違ひない。こういう点の解釈をまず第一点に伺いたい。

それから立法政策として、いまのよいうあやふや基準でやつていくことがいいかどうかといふことだ。それからもう一つは、この会社をどう理解するのか。いま言つたように、対象は、少なくとも法律上の対象ではなくて、通産省の考へてゐる対象としても、これは製造業でやるということになれば、製造業は、日本には十六万ある。そしてその合併会社がある。そのうちで、これの対象になるのは一万一千くらいしかない。そのうちのこれであつて直接やるのは、十年くらいたつてから千くらいの目標だ。とりあへずは六十五か七十の事業しかない。そういうものに地方公共団体がどんな金を出す。しかも、それに対しては何ら明確な規定も何もなしに、国が出すからしかたがない——この法律には、国の出資分の取り扱いについては、かなり厳格な規定がある。しかし、その見返りの裏は何かといふと、関与権を非常に強くしておる。その関与権の見返りとして出しておると見ても差しつかえないように思ふ。ところが、地方公共団体については、関与権その他は、普通の株主権行使以外には何もなし。そういうのをやることはおかしいと思ふ。この点について、いままでどれだけやつておるか。これはそういう点について言ひわけではなくて、基本の考へ方を検討しておるならば、検討してあるようににはつきり出してもらいたいし、検討してなくて、これから検討しますなら検討しますでよろしい、はつきりしてもらいたいと思ふ。

○奥野政府委員 久保田さんの地方団体のことについていろいろ御心配していただいている結果のおこぼれは、私も、こもつともな点が非常に多いと拝聴いたしました。地方団体が経済的な活動に入つてまいりますと、それが私益に属するか、公益に属するか、なかなか判定のむずかしい問題だらうと思ひます。しかし、基本的には、地方団体の活動の是非については議会が設けられ、その議会の判定にゆだねられてゐるわけでございますので、議会の認定したところをそれを判断するよりいたし方がないであらう、こういうふうな考へてゐるわけでございます。具体の例を申し上げて恐縮なんですが、いま申し上げても、東北の湯沢市でございまして、その辺の地域だつたと思ひましたか、それが、ばく大な陶土があるけれども、これがなかなか企業化されない。そこで、市が出資してタイル会社を設立したことがありました。それを地元で処理する方が、陶土のままで関西方面に送つていってそこで企業化するより、地域の産業の発展に役立つし、住民の福祉の増進にも寄与する、こういう判断で出資をしてさういふような製造工業を始め、はたして公益に属するものか、私益に属するものかという議論も出てくると思ひますが、そこはやはり議会の判断にゆだねるよりいたし方がないのではないかと、私たちがとしてはこういうふうな考へてゐるのであります。事経済活動でありますので、その経済活動がさらに公益に寄与するのだから、積極的に地方公共団体が自分の行為にしていくのだ、こういうことになつてくるんだらうと思ひます。そこで最近では、先ほど申し上げましたように、そういう行為がかなり多くなつてまいつております。出資といふ行為が多くなつてきております。出資した先についても、地方公共団体が深い関心を持つべきである、また持

たせるようにすべきではないかということで、先年地方自治法を改正しまして、地方団体が出資をした先につきましても、その出資額が総資本の四分の一をこえています場合には、監査委員が監査できるのだ、こういう規定を設けたわけでありまして。したがいまし、相当な出資であります場合には、地方団体が、将来にわたつて、その会社の活動がはたして住民の福祉に寄与しているかどうかといふことについて深い関心を持つていける、そういうやうな体制をとることにしたわけでありまして、出資の点につきましては、将来とも、いたずらに私益をはかるといふやうなことをないやうに、私たちのほうで十分な留意をしていかなければならないと考へております。いまの問題になつております法律案につきましましては、御指摘のように、中小企業金融公庫の出資でいかにどうか、われわれもかなり疑問に思つた点であります。国が積極的に出資すべきでないかといふことも、いろいろ議論したわけでございますけれども、いろいろな事情がありまして、こういうかっこうになつてゐるわけでございます。こういうかっこうになりまして、私たちといひましては、やはり地方公共団体がいろいろな行政を総合して主管いたしておるわけでありまして、先ほど信用保証協会のことを申し上げたわけでありまして、いろいろな産業の助長に關連するやうな仕事もやつてゐるわけでありまして、地方公共団体がこういう形をもつてそれらの企業の活動に深い関心を持つ、そのことが、いろいろそれらの企業の発展に役立てていくことがで

きるのではない。だから、地方団体がこういうことを希望するならば、この出資は地方団体が希望し、議会の議決を得て初めてできる行為になっておきますので、希望するならば、そういう道を選ぶことにしておくことが、これまた一つの方法ではなからうかというふうな判断をいたしまして、自治省としても賛成をしたというふうな経過になつておるわけでございます。

○久保田委員 地方議会の判定にまかせる、これはちよつとおかしいじゃないか。なるほど、それは確かに民主主義だから、地方議会の判定にまかせるといへば、一つの言いわけにはなる。しかし、ほかのいろいろな国の事務なり地方行政の事務は、大体においてそういった議会の判定をする場合の基準というものを間違ひのないように示して、そうしてそのワクの範囲をこえて判定をするという基準がないのです。その基準が、公共事業というふうなことで、そして地方住民の利益になるものということで、解釈はどうでもなる。ですから、これこれの事業は公共事業として見て、公益性を十分に持つていかなければならないとかんたとかいう基準を与えるということは、これは当然のことだろつと思ふ。それなら、ほかの面において地方自治体を自由に野放しにしておるかという、そうではない。ほとんど地方団体が身動きのできないやうにあらゆる面から縛り上げておいて、こういう面だけはきわめてほけて、かつてに地方自治団体の議会が認定をすればいいというやうな、ばかなやり方は私はないと思ふ。特に、これは私益と公益の違いというものの判定が非常にむずかしい。

そうしてしかも、これは利権にからんだらいろいろなことになりやすい事業が大部分です。それならばこそ、そういうことについてははっきりした基準を一つ示して、そのワクの範囲において地方議会の判定にまかせるというの、これは当然だろつと思ふ。ところが、特にこの面については穴をあけてあるというふうには私は考へる。

それからもう一つ、これらに対する監督というのは、監督の対象になるけれども、監督の対象というだけでは、これは話になりません。監督なんというものは、あとでへたにいったときに文句が出るだけの話であつて、これの運営その他がいろいろ問題になる。そういう場合に、監督ではなくて、そうして監督が出て、監督の結果がまづ出たつて、これはおそろしくいぬぐいではできない場合が多いのです。ですから、私は、そういう点については、もう少し、地方自治体自身が何らかの出資をするという以上は、これはくれてやつた金ではありませんから、出資をした金ですから、そういったものに對しては、個々の法律なり、一般的な保護規定なり、取り扱ひの規定なり、これを明確にすることが当然じゃないかというふうには思ふわけですが、この点はどうです。

○奥野政府委員 第一点は、公益の範囲を明確にし、こういうことであつたやうでございます。私たちは、地方団体の活動をあまり硬直的に規定してしまふということはいかなるものでもうか、こういう心配をいたしておるわけでございます。むしろ適當でない活動がございました場合には、助言の規定を活用いたしまして、積極的に勧告

をするというやうな方向をとるほうがよろしいのではなからうか、こう考へておるわけでございます。なおまた、出資の財源を地方債に求めるやうな場合には、許可権限を持つておるわけでございますので、ここで、こういうのならば許可になる、こういうのは許可にならないというけじめ、これはだんだんと許可の実績を通じて地方団体にもわかつてまいつてきておる、こう考へておるわけでございます。

第二点は、監督するだけでは意味がないじゃないかというお話でございます。監督した結果は、御承知のように、これは議会にも報告をすることになつておるわけでございます。その結果適當でないということになりますれば、出資先に出しておる役員について注意を喚起するなり、役員の更迭を考へるなり、その出資先の活動を地方団体が期待しておるやうな方向に向けさせていくということが可能である、こういうやうに存じておるわけでございます。

○中村(重)委員 そこで、樋詰長官に私はお尋ねするのだけれども、今の質疑の中から疑問が出るのは、私が、先日の委員会で、中小企業金融公庫が優先株だ、これについては法文できわめて明確に保障があるわけですね、ところが、地方公共団体の出資分に対してはその保障がなくて、第二義的な扱いです、これでいいのかという質問に対しては、今まで、東京、大阪、名古屋、そういう関係の財界の人たちと話し合ひをしたところが、自分の県の中、小企業者の振興、育成に役立つのだから、これに対しては差しつかえないというやうな意見だということだった。

ところが、いま議論されたのは、この投資育成公社に出資をしない、その株を引き受けない他の府県の中小企業者の株を引き受ける場合、これは、事情は私は違つてくると思ふ。私の質問に對するあなたの積極的な答弁は、自分の県の中小企業者の振興、強化に役立つから、第二義的に扱われてもやむを得ないのだということです。よその県の中小企業者、そういうものの振興ということになつてくると、事情が私は変わつてくると思ふ。だから、あなたのこの前の答弁は、きわめてあいまいになる。もっと明確にしてみらわなければ困るわけです。また、奥野局長とされても、あなたの答弁されている地方住民というのは、当該府県の地方住民というのが一應考えられるわけですが、いまの問題は、他の府県がこの投資育成公社に出資してない府県の中小企業者に対してその株を引き受けるという場合になつてくると、いまの地方住民の福祉という問題と事情が変わつてくるのだ。そういう場合でも差しつかえないというふうにお考へになつておるか、そういう場合も予想してこれに賛成されたのか、その点をひとつ伺つてみたいと思ひます。

○樋詰政府委員 国の株式と地方庁のほうの株式との間に取扱いに差があつて、国のほうが非常に保護の度合いが強い、県の場合は万一の場合のしぬぐいをかばふられやしないかといたつたやうな御懸念をお持ちのやうでございますが、これは、この前の審議の際に申し上げましたが、国が出しておりますのは、これはいわば一種の確定利付債券のやうなやつで、しかも将来利益があつた場合に、その利益

の中から消却する。利益がなければ、これは当然にいつまでも政府は持たざるを得ない、配当も受けられないというところでございます。それで、われわれといたしましては、国民経済上、産業構造の高度化に役立ち、また国際競争力の強化に貢献するといった業種の中から、将来安んずる長期的な設備計画を有し、現在の技術陣、経営陣といったやうなもの、人的要素も十分であり、あるいは収益の状況その他から見ても、将来大体うまくいくであろうと思はれるものを取り上げようというところでございますので、大政府関係の持ちました株につきましては、将来五、六年たれば配当もできるやうになりましようし、やがて利益をもつて消却されるということにならうか、こう思ひますが、その際にも、あくまでも額面に対して消却をし、配当を受けるということにとどまり、それ以上の利益につきましては、これは地方庁並びに民間の株主の方々に全部帰属させるといふやうなことをやつておるわけでございます。この選定が非常にまづきまして、会社が赤字にでもなるといふやうなことになる場合、その場合には、あるいは県の方にもいろいろ御迷惑をかけることがあるかも知れません。その際には、国の方も、利益がないのでございますから、全然同じ条件であるということになります。われわれといたしましては、この会社がうまくいくやうに十分な選定をいたしまして、そして国も返していただき、またこの出資をしていただきました地方庁、民間に、国には六分五厘なり額面だけしかいかないわけでございますが、それ以上の配当がいき、またかり

に残余財産の分配といったような場合にも、額面の二倍、三倍といったような残余財産が分配されるというふうな運営をしていきたい、またそれは十分に可能であろうというふうな考えでおるわけでございます。それで一番の問題は、相手方の選定の基準というものを明示させる必要があるか、こう思いますが、これにつきましては、事業規程に、まず第一にどのような選び方をすることによりまして、出資をしていただくことによりまして、出資をしていただくことによりまして、御納得いただける上、この会社の目的達成に御協力いただけるようにというふうなやっていきたいと思います。

○中村(重)委員 奥野さんの答弁はあとから伺いますが、今のは、私の質問に対する答弁にならないのですよ。私の言ったのは、地方自治体の債権確保ということ、この中小企業金融公庫と比較いたしまして、第二義的になつていくわけですね。それで納得するの、それでよろしいのかという私の質問に対しては、関係都道府県といういろいろ話し合いをした結果、自分の府県の中小企業者を強化することに役立つのだからそれでよろしいということであつたのだ。それは、当該府県の中小企業者の場合、それでいいと思う。しかし、投資育成公社に出資をしていない、関係のない府県の中小企業者の株を持つ場合は、事情は変わってくる。それに対してどういうふうな考えるのか。あなたの、私の質問に対する積極的な理由というのは、いま私が申し上げたようなことであつた。その関係のない府県の中小企業者ということにな

ると、事情は変わってくるでしょう。そうしますと、あなたの答弁というのは、完全な答弁ではないということになる。そうすると、この法案全体の問題に關係してくるのだから、その点は明確にしてもらわなければ困るのだ、こういうことです。

○樋口政府委員 出資をしていない府県の会社、それに対しては——これは地方庁が出資した分、少なくともその分をその地方に還元しなければならぬというところは、これは当然かと思ひますが、政府の出資した分、あるいは民間が出資した分というふうなものをもつて出資されたい府県の会社の株を持つことができないかどうかということにつきましては、先ほど法制局のほうから、これは可能であるというふうな統一見解を申し上げたのでございまして、これは出資しない県、そこに所在する会社の株式を持つということも、これは理屈としてはあり得ると思ひます。ただ、実際問題としては、これはまず出資をしていただいた県の企業が大多数取り上げられるということにならうかと思ひますが、しかし、これは出資しない県の企業を取り上げていけないかどうかという点については、取り上げること可能である、こういうことでございまして、われわれは、実際問題としてそういう県があらうとした場合には、その県のほうにお話をいたしましたして、できるだけ出資をするように、ひとつ府県会等の議決を経て取り上げてやっていただきたというふうな考えております。

○田中(武)委員 やつていけると、また変わってくるのですよ。それをやっておると進みません。見解としては、私

はやはり奥野局長の見解がいいと思うのです。出資はできる。そして出資してから先は育成公社がやることであつて、それは府県とは関係ございせん。今度は、中小企業育成株式会社は、出資した県としない県とかに關係なく、いわゆる三つの本社でつてそれを全国に及ぼすようにやられていくのだ、そう答へなくては、これはどこまでも進みませんよ。

○中村(重)委員 投資育成公社は、株は満ちます。あなたにいいですか。そうすると、あなたのほうにいわばまた出資を出資をしてくれるかもしれないというのでは、それでは手続はどうするのだという問題が起ってくるのです。ですから、私が質問したことに對して、きょういろいろ議論されたことでは疑問が起ってくるから、あいまに明確にするのです。そういう点をことです。

○樋口政府委員 法律論といたしましては、先ほど自治庁のほうから見解を述べていただきましたし、法制局のほうからも統一見解でやっていたたきましたように、とにかく出資を受けていない県に對するものにも、投資育成公社としては当然その株を持ち得るという点でございまして、だから、法律論はそういうことだということを、先ほど統一見解として申し上げたというところでございまして、あと、これは言わざうがなのことかもしれませんが、実際問題として、これはわれわれとしては、全国の府県に御協力を願ひたいという点で、目下できるだけ出資の御出資を願ひたいということを別途言っているというところでございまして、

○久保田(豊)委員 あなたの見解をひとつ聞きたいのですが、なるべく公共事業の範囲というものを中央が規制をしない、地方自治体の議会の議決をさせる、そのほうがいいと思ひます。うな、私はこれはおかしいと思ひます。それなら、すべて自治体に対してもうしたらいいじゃないか。そういうほんとうの自治を生かすというなら、そうしたらいい。ところが、そうではなくて、ほかの仕事については、ほとんど中央の統制という、ワケとか、そういうものが強くて、地方自治体は、実際にあらゆる面から身動きできない。そうしておいて、こういう面ばかりかかってやりやしない、うな、そんなばかな——これがいけない、うな、ことでは、どうにもならない。それはさっきのような実例もありました。う、いい、悪いもあるけれども、しかし、こういうことは一般化してくる問題です。私は、どうしてもこれに關しては一応中央の明確な規定を——それはどの程度にするかということをおまき、こまかく押えることは別だけれども、今日の段階においては、公共事業と称するものは、こういう程度のものでなければ出資してもいいとか、それに対する監督も、いわゆるこの監査だけをすればいいというわけではない。監査をしてみてと言われども、しかし、この会社は、監査を受ける対象になりませんか。これは普通の会社の形から言へば、株主権の行使ができるだけでしょう。中央の政府のほうは、これは非常に関与権をよけい持つています。だから、いろいろできる。ところが、地方庁は、単なる株主権を持つておるだけじゃないですか。監査の一般

的な対象になるということばかりだ。そこで、地方庁としての監査権と株主権と両方の行使をする、これの關係はどうなるのかと聞いた、な、お混濁するだけじゃないですか。この法律のたてまえから言ふと、私に言わせれば、監査権はないということだ。中央は非常に大きな関与権を持つておりますが、地方は単なる株主です。それの見返りとして、出したものについては、これはこうしておいて、利益が出なければ最終段階までいい、こういうふうなことで、そこは逃げ道をつけておる。そして、地方のほうでその出資を出して、地方に話をしてそこから出資をしてもらうようにする、こう言つておる。

○久保田(豊)委員 あなたの見解をひとつ聞きたいのですが、なるべく公共事業の範囲というものを中央が規制をしない、地方自治体の議会の議決をさせる、そのほうがいいと思ひます。うな、私はこれはおかしいと思ひます。それなら、すべて自治体に対してもうしたらいいじゃないか。そういうほんとうの自治を生かすというなら、そうしたらいい。ところが、そうではなくて、ほかの仕事については、ほとんど中央の統制という、ワケとか、そういうものが強くて、地方自治体は、実際にあらゆる面から身動きできない。そうしておいて、こういう面ばかりかかってやりやしない、うな、そんなばかな——これがいけない、うな、ことでは、どうにもならない。それはさっきのような実例もありました。う、いい、悪いもあるけれども、しかし、こういうことは一般化してくる問題です。私は、どうしてもこれに關しては一応中央の明確な規定を——それはどの程度にするかということをおまき、こまかく押えることは別だけれども、今日の段階においては、公共事業と称するものは、こういう程度のものでなければ出資してもいいとか、それに対する監督も、いわゆるこの監査だけをすればいいというわけではない。監査をしてみてと言われども、しかし、この会社は、監査を受ける対象になりませんか。これは普通の会社の形から言へば、株主権の行使ができるだけでしょう。中央の政府のほうは、これは非常に関与権をよけい持つています。だから、いろいろできる。ところが、地方庁は、単なる株主権を持つておるだけじゃないですか。監査の一般

的対象になるということばかりだ。そこで、地方庁としての監査権と株主権と両方の行使をする、これの關係はどうなるのかと聞いた、な、お混濁するだけじゃないですか。この法律のたてまえから言ふと、私に言わせれば、監査権はないということだ。中央は非常に大きな関与権を持つておりますが、地方は単なる株主です。それの見返りとして、出したものについては、これはこうしておいて、利益が出なければ最終段階までいい、こういうふうなことで、そこは逃げ道をつけておる。そして、地方のほうでその出資を出して、地方に話をしてそこから出資をしてもらうようにする、こう言つておる。

○久保田(豊)委員 あなたの見解をひとつ聞きたいのですが、なるべく公共事業の範囲というものを中央が規制をしない、地方自治体の議会の議決をさせる、そのほうがいいと思ひます。うな、私はこれはおかしいと思ひます。それなら、すべて自治体に対してもうしたらいいじゃないか。そういうほんとうの自治を生かすというなら、そうしたらいい。ところが、そうではなくて、ほかの仕事については、ほとんど中央の統制という、ワケとか、そういうものが強くて、地方自治体は、実際にあらゆる面から身動きできない。そうしておいて、こういう面ばかりかかってやりやしない、うな、そんなばかな——これがいけない、うな、ことでは、どうにもならない。それはさっきのような実例もありました。う、いい、悪いもあるけれども、しかし、こういうことは一般化してくる問題です。私は、どうしてもこれに關しては一応中央の明確な規定を——それはどの程度にするかということをおまき、こまかく押えることは別だけれども、今日の段階においては、公共事業と称するものは、こういう程度のものでなければ出資してもいいとか、それに対する監督も、いわゆるこの監査だけをすればいいというわけではない。監査をしてみてと言われども、しかし、この会社は、監査を受ける対象になりませんか。これは普通の会社の形から言へば、株主権の行使ができるだけでしょう。中央の政府のほうは、これは非常に関与権をよけい持つています。だから、いろいろできる。ところが、地方庁は、単なる株主権を持つておるだけじゃないですか。監査の一般

来に対する態度として、方針ぐらひは打ち合わせてはつきりしておいてもらいたい。そして、そういう方針で、これは将来修正するとか何とかという保障があれば、この点はよろしいということを言っておる。一つ一つずつやってくれば、幾らでも問題が出てきて、それは地方自治団体に對しても、ほんとに悪影響を及ぼす、こういうことがいまのように野方図にやられては、間違ひが起こってくる可能性が多いので、この機会に、できれば政府のそういったことに対する取り扱ひの基本の見解というものを統一して示してもらいたい。そうすれば、いま法律ですぐどうこうということもせぬでも、われわれとしては了承をする。将来の問題として保障がつけば、了承してもよろしい、こう言っておるわけだ。

○奥野政府委員 地方団体の活動で公益を逸脱するような行為、これはいろいろ現実の問題としてあるだろうと思うのでございす。そういうことは、御注意をいただきましたらば、積極的にそういうことについての注意をわれわれは促していきたい、こういうふうな考え方をしているわけだ、そういう意味でお教えをいただければしあわせだ、こう存じております。

第二点は、この投資育成会社について、監査できるかどうかというお話でございす。先ほども申し上げましたように、地方団体の出資額が四分の一をこえておらずと、監査ができるわけだ、そういうので、投資育成会社については、そういうところが相当数だろう、こうわれわれは考えておるわけだ、

○速記中止

○達澤委員長 それでは速記を始めてください。

引き続き、質疑を行ないます。それは政府の統一見解について、御説明を願います。樋詰中小企業庁長官。

○樋詰政府委員 出資をしていない県の中小企業の株を持ち得るかどうかが、これにつきましては、法務局、自治省と相談して、そういう県の中小企業についても投資育成会社は株を持ち得る、そういうことにいたしております。

それからなお、久保田先生の御指摘になりました基準がはつきりしないというところにつきましては、今後通産省と自治省とで十二分に相談いたしまして、明確な基準をつくるというふうに努力していきたいと考えております。

○松平委員 いまの統一見解の中の後段の分だけども、基準はこれからつくるといふわけなんだ。ところが、いまの質疑応答の中で言うならば、基準は、持ち株を持つている都道府県の持ち株の範囲内だけはやれるのだ、それから持ち株以外の金もあるから、それはほかの投資をしてない県にもやれるのだということをおっしゃったけれども、そういうようなことで基準をつくるというのかどうか。それはどういふのですか。

○樋詰政府委員 先ほど久保田先生のお話しになりましたのは、県が出資をし得るという公共性というふうなものについての基準ということだと考えます。それにつきましては、自治省の方

で、よく御検討いただきまして、きめていただきたい、そういうことであります。

○田中(武)委員 この問題をやっておると、また答弁に對する質問というところで問題がそれです。現にそれとあります。そこで、ただいまの統一見解に基づいてまたやるということにして、課題として残るのは、いわゆる地方団体の行なう出資その他のことの公共性、この範囲だと思ふのです。それは、この法案と直接関係がないものは別に定める、こういうふうにしてもらふ。そうして、少なくともこの投資育成株式会社に投資することは、これは公益のためのものである、こういうふうにして、そうして奥野局長が言ったように自治体は投資育成会社に投資するのであつて、投資育成会社が次にどういうような行動をとろうか、それは第三者的な関係にあるのだ。そうして今度中小企業庁は、投資育成会社は、出資があるなしにかかわらず、全国同じように見るのだ、この確認がなければ進まぬが、そういう確認はどうで

すか。

○樋詰政府委員 そのとおりでございす。

○久保田(豊)委員 いまの問題に関連して、私は、いまの法律解釈、いま答弁であれば、この法案を通す必要はないのです。しかし、実際はそうはいかないのです。そこで、あとは通産省の行政方針をどう調整するか、大臣のはつきりした保障がなければいけませんよ。その点はどうかですか。問題は二点です。公共事業というものの対する——これだけではありませんけれども、私はこれは通産省と自治省だけ

できまるものではないと思ふ。ほかの関係のものもたくさんあります。自治省が中心になって閣内の意見を統一するということが、私はやはり第一点だと思ふのです。これに關係しては、要するに出資をしない県の中小企業にも實際はよくいふようにするの、いくようにしないのか、これを方針として明確にして、さつき言つたような法律解釈のもとに、そういう行政方針というものをはつきりしていくことが必要である。この点はどうかですか。

○福田国務大臣 ただいま中小企業庁長官が申し上げましたとおり、出資をしておらない府県の中小企業に對しても貸し付けができる、こういう解釈で臨んでまいりたい、かように考えております。株を持ち得る、こういう考え方をいたしてまいるつもりでございす。

○田中(武)委員 株式の引き受けができるというだけではなくて、しておるうが、しておるまいが、平等に見るんだ、こういうふうに言つていただきました。

○福田国務大臣 お教えをいただいて恐縮ですが、私たちとしては、株式を持つておるか、おらないとかということは別といたしまして、とにかく本

社が東京にあつて、そうしてどこの府県に出すか知りませんが、議会の議決で出資をされた以上は、先ほどあなたがおっしゃつたように、投資育成会社の出資の運営にその資金をまかせ

る。そしてそのまかせをやり方というの、いわゆる株を持つておらない府県の中小企業に對しても、出資するといひますか、株を持ち得る、こういうことにしたいと思ひます。

次に、いろいろ聞きたいと思ふのです。飛んでいきたいと思ふのですが、たとえば事業の範囲の三三「依頼に應じて、経営又は技術の指導を行なう」という点について、先日来の論議を聞いてみると、この三三の仕事は、コンサルテーションというのか、コンサルティングだ、こういうふうなことになるおるのですが、そうですか。

○樋詰政府委員 そのとおりでございす。コンサルテーションを行なうというところでございす。

○田中(武)委員 コンサルテーションというのは、日本語に訳すと何ですか。診断ですか。

○樋詰政府委員 コンサルテーションと俗にいわれておりますあれでございす。いろいろ企業の経営内容を調査、分析いたしまして、そうして必要の指導を加えるということ、俗にコンサルテーション、会社に對するコンサルテーション——企業の経営内容あるいは技術内容を調査、分析いたしまして、どこに欠点があるかということを見つけ出して、そしてそれを是正するように必要な助言を与えるというのをいっておりますが、私のほうも、コンサルテーションだけではなく

て、一般的にいろいろな相談を受けることもありましようし、常時株主とし

て、よく御検討いただきまして、きめていただきたい、そういうことであります。

○田中(武)委員 この問題をやっておると、また答弁に對する質問というところで問題がそれです。現にそれとあります。そこで、ただいまの統一見解に基づいてまたやるということにして、課題として残るのは、いわゆる地方団体の行なう出資その他のことの公共性、この範囲だと思ふのです。それは、この法案と直接関係がないものは別に定める、こういうふうにしてもらふ。そうして、少なくともこの投資育成株式会社に投資することは、これは公益のためのものである、こういうふうにして、そうして奥野局長が言ったように自治体は投資育成会社に投資するのであつて、投資育成会社が次にどういうような行動をとろうか、それは第三者的な関係にあるのだ。そうして今度中小企業庁は、投資育成会社は、出資があるなしにかかわらず、全国同じように見るのだ、この確認がなければ進まぬが、そういう確認はどうで

すか。

○樋詰政府委員 そのとおりでございす。

疑の通告がありませんので、おはかりいたします。本案についての質疑を終局するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○達澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○達澤委員長 次に、討論に入るのであります。通告もありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○達澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

採決いたします。本案を原案のと

り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逢澤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○逢澤委員長 次に、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派を代表して、中村重光君外九名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を聴取することにいたします。中村重光君。

○中村(重)委員 ただいま議決されました中小企業投資育成株式会社法案に対し、附帯決議案を提出いたしますとともに、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小企業投資育成株式会社法案に対する附帯決議

中小企業投資育成株式会社は、将来必要に応じ、三都市以外の中小企業の集中する主要地にも配置するよう考慮すべきである。

以上であります。

中小企業の資本を充実して、その成長、発展をはかる趣旨の本法案に対しましては、賛意を表するものであります。ただ懸念させるのは、本法の運用いかんによっては、企業間の格差及び地域間の格差がむしろ拡大するのではなからうかという点であります。

特に、地域間の格差の問題につきましては、本案のごとく、東京、名古屋、大阪の三都市のみに投資育成会社を置く場合は、これらの都市から遠隔

の地にある中小企業に不利が生ずることが心配されるのであります。

将来、本法によって育成をはかる必要のある中小企業は、三都市以外、たとえば北九州地帯などにも集中的に存在しているのであります。これらの中小企業を積極的に成長せしめる必要性は、三地区の場合といささかも変わらないと存じます。

このような趣旨によりまして、三投資育成会社の事業の運営上、企業間並びに地域間の不公平を極力避けることを強く要望するとともに、必要に應じ、三都市以外の地にも投資育成会社を配置するよう考慮すべき旨の附帯決議案を特に提出した次第であります。

何とぞ全会一致の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○逢澤委員長 以上で説明は終わりました。

採決いたします。本動議を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○逢澤委員長 御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり附帯決議を付するに決しました。

この際、通商産業大臣より発言を求められておりますので、これを許可いたします。福田通商産業大臣。

○福田国務大臣 ただいまの附帯決議の趣旨は、十分尊重いたしたいと存じます。どうもありがとうございます。

○逢澤委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会の報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願うことに御

異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○逢澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次会は、明二十二日午前十時より委員会を開会することいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

〔参照〕

中小企業投資育成株式会社法案(内閣提出第一一六号)に関する報告書(別冊附録に掲載)